岐阜市防災会議条例

改正 昭和50年 4月 1日第 3号

平成 3年 4月 1日第17号

平成12年 3月31日第17号

平成18年 3月27日第13号

平成24年12月25日第59号

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、岐阜市 防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。 (所掌事項)

- 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 岐阜市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 (会長及び委員)
- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、59人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 岐阜県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 岐阜県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 (専門委員)
- 第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係 指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。 (幹事)

第5条 防災会議に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、防災会議の委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌する事務について、委員及び専門委員を補佐するものとする。 (議事等)
- 第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会 長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第17号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜市防災会議委員及び幹事

会 長 岐阜市長

云云	区	<u>m</u>		幹事		
1 号	委	員	中部地方整備局木曽川上流河川事務所長	防災情報課長		
	"		中部地方整備局岐阜国道事務所長	管理第一課保全対策官		
	"		岐阜森林管理署長	地域統括森林官		
	"		中部運輸局岐阜運輸支局長	運輸企画専門官		
	<i>II</i>		岐阜地方気象台長	防災管理官		
2 号	委	員	岐阜県危機管理部岐阜地域危機管理監	岐阜地域防災対策監		
	"		岐阜土木事務所長	副所長		
3 号	委	員	岐阜中警察署長	警備課長		
	"		岐阜南警察署長			
	"		岐阜北警察署長			
	"		岐阜羽島警察署長			
4 号	委	員	岐阜市副市長			
	"		〃 副市長			
	"		" 市長公室長	広報広聴課長		
	"		" 企画部長	総合政策課長		
	"		" 財政部長			
	"		" 行政部長	行政課長		
	"		" 工事検査室長			
n			〃 ぎふ魅力づくり推進部長	ぎふ魅力づくり推進政策課長		
"			" 経済部長	経済政策課長		
	"		" 市民生活部長			
	"		" 福祉部長	福祉政策課長		
	"		〃 子ども未来部長			
	"		" 保健衛生部長	保健衛生政策課長		
	"		" 市民病院事務局長			
	"		" 環境部長	環境政策課長		
	"		" 都市防災部長	都市防災政策課長		
	"	" まちづくり推進部長		まちづくり推進政策課長		
	"		" 都市建設部長	都市建設政策課長		
	"		" 基盤整備部長	基盤整備政策課長		
	"		" 上下水道事業部長	上下水道事業政策課長		
	"		" 市民協働推進部長	市民協働推進政策課長		

			委員	(所属機関)	幹	事	
4 号	委	員	岐阜市薬科大学事務局長				
n,			" 女子短期大学事務局				
n.			" 議会事務局長				
5 号	委	員	岐阜市教育長		教育政策課長		
6 号	委	員	岐阜市消防長		消防総務課長		
7 号	委	員	日本赤十字社岐阜県支部	事務局長	事業推進課長		
	"		東海旅客鉄道㈱岐阜駅長				
	"		西日本電信電話㈱岐阜支川	店長	設備部長		
	"		東邦ガスネットワーク(株) 北部事業所長	広域導管部北部地域センター	岐阜導管課長		
	"		中部電力パワーグリッド	㈱岐阜営業所長	配電運営課長		
	"		" 医師会長		副会長		
	"		" 歯科医師会長		理事		
	"		" 薬剤師会会長		副会長		
	"		(一社)岐阜県LPガス	協会岐阜支部長	副支部長		
8 号	委	員	陸上自衛隊第35普通科連陸	隊長	第3科長		
	"		岐阜市水防協会長				
	"		" 消防協会長				
	"		(一社) 岐阜土木工業会	理事長	理事		
	"		(一社) 岐阜県建築工業会	会長	副会長		
	"		(一社) 岐阜県石油商業績	組合理事長	専務理事		
	"		ぎふ農業協同組合代表理	事組合長	総務課長		
	"		岐阜市自主防災組織連絡情	協議会長			
	"		女性防火クラブ運営協議会	会会長			
	"		岐阜市社会福祉協議会長		総務課長		
	"		" 赤十字奉仕団委員	Ę			

岐阜市災害対策本部条例

昭和37年10月10日 条 例 第 2 7 号

改正 平成 8年3月29日第13号 平成24年9月21日第51号

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第8項の規定に基づき、岐阜市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第13号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和49年4月1日) 条 例 第 1 5 号)

改正 昭和50年 4月 1日条例第 6号 昭和51年11月11日条例第45号 昭和53年 6月22日条例第33号 昭和56年 7月10日条例第27号 昭和57年12月24日条例第47号 昭和62年 3月31日条例第 3号 平成 3年12月22日条例第52号 平成18年 1月 1日条例第78号 平成23年12月16日条例第39号 平成28年 9月27日条例第72号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。) 及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自 然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体 に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世 帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資すること を目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。
 - (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
 - (2) 市民 災害により被害を受けた当時、市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

- 第3条 市民が令第1条に規定する災害(以下第5条から第7条まで並びに第9条及び第10条において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。
- 2 市長は、前項に規定する災害弔慰金の支給に係る決定を行う場合は、支給の要件に該当することが 明らかであるときを除き、あらかじめ第16条第1項に規定する岐阜市災害弔慰金等支給審査委員会 (第9条において「委員会」という。) に諮問しなければならない。

(災害弔慰金を支給する遺族)

- 第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。 以下この項において同じ。) を先にし、その他の遺族を後にする。
 - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

工孫

才 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合であって兄弟姉妹 がいるときは、その兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者 に限る。)とする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1 人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた第10条に規定する災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定による ものとする。

(支給の制限)

- - (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
 - (2) 令第2条に規定する場合
 - (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

- 第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより 支給を行うものとする。
- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。 (災害障害見舞金の支給)
- 第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する災害障害見舞金の支給に係る決定を行う場合は、支給の要件に該当することが明らかであるときを除き、あらかじめ委員会に諮問しなければならない。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

- 第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

- 第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の 種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の 損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
 - (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
 - エ 住居の全体が滅失(全壊、全焼及び流失のすべてを含む。)した場合 350万円
 - (3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き 年3パーセントとする。 (償還等)

第15条 災害援護資金は、半年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条 から第12条までの規定によるものとする。

(岐阜市災害弔慰金等支給審査委員会)

- 第16条 第3条の規定による災害弔慰金の支給及び第9条の規定による災害障害見舞金の支給(以下「災害弔慰金等の支給」と総称する。)に係る審査のための基準についての審議並びに災害弔慰金等の支給に当たっての審査をするため、岐阜市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(柳津町の編入に伴う経過措置)

2 柳津町の編入の日前に、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年柳津町条例第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(昭和50年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和53年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岐阜市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに 関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により 死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条第1項の規定は当該災害 により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和56年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年条例第47号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第9条、第10条 及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に 対する災害障害見舞金の支給について適用する。
- 3 この条例施行の際現に災害援護資金の貸付けを受けている者に係る償還については、改正後の条例 第15条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和62年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年条例第52号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成17年条例第78号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(平成28年条例第72号)

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年 4月10日 規 則 第 1 9 号

改正 昭和57年12月24日規則第 61号 平成元年 4月11日規則第 19号 平成18年 1月 1日規則第108号 平成28年 9月27日規則第 96号

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年岐阜市条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

- 第2条 市長は、条例第3条の規定により災害用慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害用慰金の支給を行うものとする。
 - (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
 - (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
 - (3) 死亡者の遺族に関する事項
 - (4) 支給の制限に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。
 - (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
 - (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
 - (3) 障害の種類及び程度に関する事項
 - (4) 支給の制限に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
 - (必要書類の提出)
- 第3条 市長は、市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。
- 2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。
- 3 市長は、市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。
- 4 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(第1号様式)を提出させるものとする。

(借入れの申込み)

- 第4条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(第2号様式。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。
 - (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
 - (4) 保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する 日までに提出しなければならない。

(調査)

第5条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

- 第6条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間 及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(第3号様式。以下「貸付決定通知書」という。) を借入申込者に交付するものとする。
- 2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決 定通知書(第4号様式)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第7条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書(第5号様式。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第8条 市長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第9条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

- 第10条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(第6号様式)を市長に提出するものとする。 (償還金の支払猶予)
- 第11条 借受人は、償還金の支払の猶予を申請しようとするときは、支払の猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める 事項を記載した償還金支払猶予承認通知書(第8号様式)を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、償還金支払猶予不承認通知書(第9号様式) を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

- 第12条 借受人は、違約金の支払の免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払 免除申請書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。
 - 2 市長は、延滞利子の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認 通知書(第11号様式)を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(第12号様式)を 当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

- 第13条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還の免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した 災害援護資金償還免除申請書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申請書には、次の各号のいずれかの書類を添えなければならない。
 - (1) 借受人の死亡を証する書類
 - (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを 証する書類
- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(第14号様式) を当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(第15号 様式)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

- 第14条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。 (氏名又は住所の変更届等)
- 第15条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、氏名等変更届(第16号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が氏名等変更届を提出するものとする。

(岐阜市災害弔慰金等支給審査委員会)

第16条 条例第16条第1項に規定する岐阜市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。) は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 医師
 - (2) 学識経験を有する者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第17条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第18条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第19条 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第20条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (庶務)

第21条 委員会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(柳津町の編入に伴う経過措置)

2 柳津町の編入の日前に、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年柳津町規則第10号)の 規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(昭和57年規則第61号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第2条第2項並びに第3条第3項及び第4項の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成元年規則第7号)

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成17年規則第108号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第96号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

岐阜市災害関連死認定基準

1 趣旨

この基準は、岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和 49 年岐阜市条例第 15 号) に基づき、災害弔慰金を支給するにあたって、支給の対象者を認定するために必要な事項を定めるものとする。

2 定義

災害関連死とは、自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象をいい、以下「災害」という。)の影響による負傷又は疾病、既往症の増悪など(以下「疾病等」という。)による死亡で、自然災害と死亡との間に相当因果関係が認められるものをいう。

3 基本的な考え方

災害関連死の判定にあたっては、申立人による死亡に至るまでの経過を記した申立書に加え、医師の診断書や診療記録など、できる限り客観的な資料(以下「資料」という。)に基づき、次に掲げる関連性の有無について審査をする。

(1) 災害と疾病等の発生との関連性

災害が原因となり、疾病等が発生したものなのか、災害と疾病等の発生との因果関係 について、資料に基づき審査をする。

(2)疾病等と死亡原因との関連性

災害に起因した疾病等が回復しないまま継続したことが主な死亡原因であるか、又は 災害に起因した疾病等から派生し得る死亡原因であるかなどについて、資料に基づき審 査をする。

4 個別事案の考え方

災害と疾病等の発生との関連性及び災害に起因した疾病等と死亡原因との関連性の有無については、次に掲げるところにより判断するものとする。

(1)環境の変化との関連性

災害による環境の変化は、疾病等の発生の原因となり得る可能性が高く、特に、次に示すような環境の変化による負傷、初期治療の遅れ、既往症の増悪、肉体・精神的負担によって、疾病等や自殺、事故の発生を引き起こした場合には、災害との関連性があるものと推定される。

- ア 家屋・家財の倒損壊
- イ 医療機関の機能低下・停止
- ウ 介護を受けている自宅その他介護施設等の機能低下・停止
- エ ライフラインの途絶、交通事情等の悪化
- オ 避難所等への移動及び避難生活
- カ 災害によるショック、恐怖、ストレス等
- キ 救助・救護活動等の激務
- ク 多量の塵灰の吸引

(2)疾病の発症時期等との関連性

疾病等の発生が、災害を原因としていない場合は災害と疾病等との関連はないと推定され、災害に起因していた場合は災害と疾病等との関連があるものと推定される。

また、災害の前から重篤であった既往症が直接死因(災害による増悪なし)の場合又は災害後に災害とは別の原因で発症した疾病が直接死因となった場合は、災害に起因した疾病等と死亡原因との関連性は認められないと推定される。

(3)疾病の症状の経過との関連性

災害に起因した疾病等の発症以降、適切な処置をとっていたにもかかわらず、当該疾病等が改善しなかった場合には、災害に起因する疾病等と死亡原因と関連性があると推定される場合もある。

ただし、発症後、災害に起因した疾病等が改善し、医療機関から退院した場合は、原則として当該疾病等が改善したと考えられるため、退院後の症状悪化により死亡した場合には、災害に起因する疾病等が死亡の原因であったとしても、環境の変化がなければ因果関係が断絶したものと想定され、災害と死亡原因との因果関係はないと推定される。

(4) 医療行為等との関連性

災害に起因した疾病等の発症以降、次の状況により死亡した場合には、災害と死亡原因との因果関係はないと推定される。

ア入院

重症にもかかわらず、入院継続や転院の措置をとらず退院させた。

イ 過失

医療側の明白な過失により直接死因である災害に起因した疾病等の発見が遅れ、適切な処理ができなかった。

なお、適切な医療を受ける必要性を認識し、受けることが可能であったにも かかわらず、初期治療を受けなかった場合や本人の意思で災害に起因した疾病 等の発症以降、適切な処置をとっていなかった。

(5) 医師の診断書

医師の診断書において、災害と死亡原因との関連性が示されている場合には、関連死 であると推定される。

(6) 特定の疾病と災害によるショックとの関連性

災害によるショックが死亡原因と主張される申立てでは、癌又は腎不全の発症又は増悪、脳出血等が直接死因である場合、災害によるショック症状の影響を受け得るものではなく、関連性はないと推定される。

(7) 一般的な疾病との関連性

死亡原因が肺炎、心筋梗塞、心不全、脳梗塞等の一般的な疾病である場合には、医師の診断書で災害との関連性が否定されていなくても、次に掲げる関連性を緻密に判断する必要がある。ただし、それらの発症時期に関しては、生活が安定した以降であれば、災害との関連性は低いと推定される。

ア 災害前の状態

高血圧、高脂質、持病等で災害前に基礎疾患のある者であった場合には、災害と当該疾病等の関連性について、資料に基づき、個別に判断する必要がある。

イ 高齢者等

元々免疫力が低下しており、災害がなくても同様の経過を辿ったと考えられるか否かについて、個別に判断する必要がある。

(8) 自殺との関連性

自殺については、故意(本人が任意に引き起こした)であることだけをもって、一概に災害との関連性を否定するものではなく、環境の変化が与えた精神的影響を十分に勘案した上で、次に掲げる関連性の有無を踏まえ判断するものとする。

ア 発作的なものではなく、精神的疾患に基づくもの

精神的うつ状態、自律神経失調症、言語異常等が精神科医により診断された ものや精神安定剤、睡眠薬等が投与されていた場合は、個別に判断する必要が ある。

イ 精神的うつ状態、自律神経失調症、言語異常等が災害を契機としたストレスに よるものであること。

(9) 事故との関連性

災害に起因する家屋又は家財の倒損壊などによる負傷は、災害との関連性が明白であるが、災害後に屋根の修理で転落したことによる負傷や地面の凹凸による負傷など、事故そのものの発生原因が偶然によると考えられる場合には、災害との関連性は認められない。

ただし、災害による医療機関の機能低下又は停止、交通事情の悪化等の影響により、 初期治療が遅れた場合等に限って、災害と事故との関連性があるものと推定される。

5 準用

この基準は、災害障害見舞金の支給に関する認定をする場合について準用する。

6 適用日

この基準は、平成28年11月29日から適用する。

岐阜市地域防災計画に定める大規模な工場 その他の施設の用途及び規模を定める条例

平成26年12月12日 条例第86号

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第3号ハの規定に基づき、岐阜市 地域防災計画に大規模な工場その他の施設の名称及び所在地を定める場合の当該施設の用途及び規 模を定めるものとする。

(用途及び規模)

- 第2条 水防法第15条第1項第3号ハに規定する条例で定める用途及び規模は、次のとおりとする。
 - (1) 用途 工場、作業場又は倉庫
 - (2) 規模 延べ面積が10,000平方メートル以上

附則

この条例は、公布の日から施行する。

災害対策基本法 (抜粋)

田和36年11月15日 法律第223号

(目 的)

第1条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定 義)

- 第2条 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- 2 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- 3 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
- イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関
- ロ 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第1項並びに国家行 政組織法第8条に規定する機関
- ハ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規 定する機関
- ニ 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
- 4 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第43条及び第57条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 5 指定公共機関 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 6 指定地方公共機関 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項 に規定する地方独立行政法人をいう。)及び港湾法(昭和25年法律第218号)第4条第1項の港務局(第82条第1項において「港務局」という。)、土地改良法(昭和24年法律第195号)第5条第1項の土地 改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。
- 7 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。
- 8 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。
- 9 防災業務計画 指定行政機関の長(当該指定行政機関が内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若

しくは国家行政組織法第3条第2項の委員会若しくは第3号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関。第12条第8項、第25条第6項第2号、第28条第2項、第28条の3第6項第3号及び第28条の6第2項を除き、以下同じ。)又は指定公共機関(指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関)が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

- 10 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。
- イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するも の
- ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの
- ハ 都道府県相互間地域防災計画 2以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道 府県防災会議の協議会が作成するもの
- ニ 市町村相互間地域防災計画 2以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防 災会議の協議会が作成するもの

(市町村の青務)

- 第5条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該 市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の 協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施 する責務を有する。
- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村 の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発 的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければなら ない。
- 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(地方公共団体相互の協力)

第5条の2 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要が あるときは、相互に協力するように努めなければならない。

(国及び地方公共団体とボランティアとの連携)

第5条の3 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

(住民等の責務)

- 第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災 に関する責務を有する者は、基本理念にのつとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、 誠実にその責務を果たさなければならない。
- 2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基

本理念にのつとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

- 第8条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、 一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるよう に意を用いなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
- (1) 災害及び災害の防止に関する科学的研究とその成果の実現に関する事項
- (2) 治山、治水その他の国土の保全に関する事項
- (3) 建物の不燃堅牢(ろう)化その他都市の防災構造の改善に関する事項
- (4) 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項
- (5) 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに 防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項
- (6) 災害の予報及び警報の改善に関する事項
- (7) 地震予知情報 (大規模地震対策特別措置法 (昭和53年法律第73号) 第2条第3号の地震予知情報をいう。) を周知させるための方法の改善に関する事項
- (8) 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項
- (9) 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項
- (10) 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項
- (11) 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項
- (12) 地方公共団体の相互応援、第61条の4第3項に規定する広域避難及び第86条の8第1項に規定する 広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項
- (13) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教 訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項
- (14) 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項
- (15) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に対する 防災上必要な措置に関する事項
- (16) 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項
- (17) 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項
- (18) 防災上必要な教育及び訓練に関する事項

(19) 防災思想の普及に関する事項

(市町村防災会議)

- 第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、 市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村 防災会議を置く。
- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
- 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第1項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。
- 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき(第2項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。)は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、 必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該 市町村の条例(第2項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約)で定める。

(市町村災害対策本部)

- 第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防 災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところ により、市町村災害対策本部を設置することができる。
- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、 当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちか ら、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - (1) 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - (2) 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつ て当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことが できる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第7項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当

該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。 (市町村地域防災計画)
- 第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。 以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災 計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修 正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市 町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。
- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防 災上重要な施設の管理者(第4項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の 大綱
- (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該 地区に事業所を有する事業者(以下この項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同し て行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合 における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(同条におい て「地区防災計画」という。)について定めることができる。
- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防 災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助 言又は勧告をすることができる。
- 7 第21条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合 について準用する。
- 第42条の2 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画 を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案 を添えなければならない。
- 2 前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)は、当該計画提案に係る地 区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定める

ところにより行うものとする。

- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域 防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、 市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
- 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防 災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、 当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
- 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区 居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。 (指定緊急避難場所の指定)
- 第49条の4 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。
- 2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者(当該市町村を除く。次条において同じ。)の同意を得なければならない。
- 3 市町村長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するととも に、公示しなければならない。

(指定緊急避難場所に関する届出)

第49条の5 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由 により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令 で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

(指定の取消し)

- 第49条の6 市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第49条の4第1項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。
- 2 市町村長は、前項の規定により第49条の4第1項の規定による指定を取り消したときは、その 旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定避難所の指定)

- 第49条の7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民(以下「被災住民」という。)その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。)の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。
- 2 第49条の4第2項及び第3項並びに前2条の規定は、指定避難所について準用する。この場合に おいて、第49条の4第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは「第49条の 7第1項」と、前条中「第49条の4第1項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、前項において準用する第49条の4第3項又は前条第2項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(指定緊急避難場所と指定避難所との関係)

第49条の8 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(居住者等に対する周知のための措置)

第49条の9 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市町村長の避難の指示等)

- 第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護 し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める 地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。
- 2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町 村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保措置」という。)を指示することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の 規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により 市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が 第1項から第3項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に 代わつて実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第6項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村の警戒区域設定権等)

第63条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する 危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対 策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域か ら退去を命ずることができる。

- 2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行う 市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安 官は、同項に規定する市町村長の職権を行うことができる。この場合において、同項に規定する市 町村長の職権を行ったときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなけ ればならない。
- 3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の権限を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第8条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」をいう。) の職務の執行について準用する。この場合において、第1項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
- 2 第63条の第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職務を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 4 第61条の2の規定は、第1項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。 (都道府県知事の従事命令等)
- 第71条 都道府県知事は当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第7条から第10条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。
- 2 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、法令で定めるところにより、その一部を 市町村長が行うこととすることができる。

(災害時における交通の規定等)

第76条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又は隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間(災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間)を指定して、緊急通行車両(道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。次条及び第76条の3において同じ。) 以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

- 2 前項の規定による通行の禁止又は制限(以下この項、次条第1項及び第2項並びに第76条の4において「通行禁止等」という。) が行われたときは、当該通行禁止等を行った都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間(次条及び第76条の3において「通行禁止区域等」という。)その他必要な事項を周知する措置をとらなければならない。(立入りの要件)
- 第83条 第71条の規定により都道府県若しくは市町村の職員が立入る場合または第78条第2項若しくは 第3項の規定により指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員が立入る場合においては、当該職 員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
- 2 前項の場合においては、その職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求がある ときは、これを提示しなければならない。

(応急措置の業務に従事した者に対する損害補償)

- 第84条 市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第65条 第1項(同条第3項において準用する場合を含む。) の規定又は同条第2項において準用する第63条第 2項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の 業務の従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病 にかかり、又は障害の状態となったときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を 補償しなければならない。
- 2 都道府県は、第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、 負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、政令で定める基準に従い、条例 で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける 損害を補償しなければならない。

岐阜市被災者生活·住宅再建支援金交付要綱

改正 平成22年11月18日決裁 改正 平成27年 6月 1日決裁 改正 平成29年11月28日決裁

平成17年 2月10日決裁

改正 平成31年 3月25日決裁

改正 令和 2年 2月12日決裁

改正 令和 3年 2月26日決裁

改正 令和 3年 5月27日決裁

岐阜市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱(平成17年2月10日決裁)の全部を改正する。 (趣旨)

第1条 この要綱は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害(以下「自然災害」という。)を受けた者の生活及び住宅の再建に必要な経費等の一部について、本市が予算の範囲内において、被災者生活・住宅再建支援金(以下「支援金」という。)を支給することに関し、岐阜市補助金等交付規則(平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 全壊 「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官 (防災担当) 通知。以下「被害認定基準」という。) に定める住家全壊をいう。
 - (2) 解体 自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、 当該住宅の倒壊による危険を防止するために必要があること、当該住宅に居住するために必要な 補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解 体し、又は解体されるに至ったものをいう。
 - (3) 長期避難 自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の 事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるものをいう。
 - (4) 大規模半壊 自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって、 構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第2条に規定 するものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認め られるもの(前2号に掲げるものを除く。)をいう。
 - (5) 中規模半壊 自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの 室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが 困難であると認められるもの(前3号に掲げるものを除く。)をいう。
 - (6) 半壊 被害認定基準に定める住家半壊(第2号から前号までに掲げるものを除く。)をいう。
 - (7) 床上浸水 自然災害によりその居住する住宅又は共同住宅の住戸(以下「住宅等」という。)に おける床上に達した浸水又は全壊若しくは半壊に該当しないが、土石竹木等の堆積により一時的 に居住することができないものをいう。
 - (8) 全浸水 主として居住の用に供する階の床面積の概ね70パーセント以上が被害を受ける床上浸水をいう。
 - (9) 半浸水 主として居住の用に供する階の床面積の概ね20パーセント以上70パーセント未満が被害を受ける床上浸水をいう。

- (10) 基礎支援金 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金をいう。
- (11) 加算支援金 住宅の再建の程度に応じて支給する支援金をいう。

(支給の対象)

- 第3条 支援金の支給を受けることができる者(以下「支援対象者」という。)は、次の各号に掲げる 要件をいずれも満たす者とする。
 - (1) 専ら生活の本拠として現に居住のために使用している住宅等が自然災害により全壊、解体、長期避難、大規模半壊、中規模半壊、半壊、全浸水又は半浸水の被害を受けたこと。
 - (2) 前号の被害を受けた住宅等が本市に所在すること。
 - (3) 第1号の被害を受けた住宅等に居住する世帯の世帯主であること。
 - (4) 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「法」という。)の規定による支援の対象者 (中規模半壊の被害を受けた住宅等に居住する世帯であって、その居住用住宅を賃借する世帯の 世帯主を除く。)でないこと。

(支援金の額)

第4条 市長は、支援対象者に対し、別表に掲げる額を上限として支援金を支給する。

(支給の申請)

- 第5条 支援対象者は、支援金の支給の申請(以下「支給申請」という。)をしようとするときは、被 災者生活・住宅再建支援金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなけれ ばならない。
 - (1) 本市が発行する罹災証明書
 - (2) 住民票の写しその他の被害を受けた住宅等に居住していることを証する書類
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請の期限)

第6条 支給申請は、基礎支援金にあっては当該基礎支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して13月を経過する日までに、加算支援金にあっては当該加算支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して37月を経過する日までに行うものとする。

(支給の決定)

第7条 市長は、支給申請の内容が適正であると認めたときは、支援金の支給を決定し、その旨を被災者生活・住宅再建支援金支給決定通知書(様式第2号)により、当該支給申請を行った支援対象者に通知する。

(実施状況の報告)

第8条 加算支援金の支給の決定を受けた者は、居住する住宅の再建を行ったときは、速やかに被災者 住宅再建実施状況報告書(様式第3号)にその実施状況が確認できる書類を添えて市長に提出しなけ ればならない。

(補助金の交付手続の特例)

第9条 補助金の交付に係る手続については、規則第15条、第16条及び第18条の規定は、適用しない。 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年11月18日から施行し、改正後の岐阜市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱の規定は、平成22年7月15日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、既に岐阜市災害見舞金支給内規(昭和51年9月22日決裁)の規定により見舞金を支給された場合にあっては、支援金の額から既に支払われた見舞金の額を控除した額を支給するものとする。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年11月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月26日から施行する。

(経過措置

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則

この要綱は、令和3年5月27日から施行し、令和3年4月1日以降に発生した災害に係る申請から適用する。

別表 (第4条関係)

区分	基礎支援金			加算支	合計	
	住宅の		補助	住宅の	補助	金額
	被害	8の程度	基準額	再建方法	基準額	
複数世帯	全壊		1,000	建設・購入	2,000	3,000
	解体			補修	1,000	2,000
	長期避難			賃借	500	1,500
	大規模半壊		500	建設・購入	2,000	2,500
				補修	1,000	1,500
				賃借	500	1,000
	中規模	半壊	_	建設・購入	1,000	1,000
				補修	500	500
				賃借	500	500
					(法対象者に	(法対象者
					あっては、	にあっては、
					250)	250)
	半壊	Г	500	_	_	500
	床上	全浸水	300	_	_	300
	浸水	半浸水	150	_		150
単数世帯	全壊 解体 長期避難		750	建設・購入	1,500	2,250
				補修	750	1,500
				賃借	375	1,125
	大規模	半壊	375	建設・購入	1,500	1,875
				補修	750	1,125
				賃借	375	750
	中規模半壊		_	建設・購入	750	750
				補修	375	375
				賃借	375	375
					(法対象者に	(法対象者
					あっては、	にあっては、
					187.5)	187.5)
	半壊		375		_	375
	床上	全浸水	225		_	225
供老	浸水	半浸水	113	_	_	113

備考

- 1 単位は、1,000円とする。
- 2 複数世帯とは、自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。
- 3 単数世帯とは、自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- 4 支援対象者が住居の所有者でない場合(住居の所有者が支援対象者と同一の世帯に属する場合を除く。)は、この表に規定する額の2分の1(1,000円未満の端数は、1,000円に切り上げる。)に

相当する額を上限とする。

- 5 加算支援金のうち、2以上に該当するときの補助基準額は、最も高いものとする。
- 6 賃借には、公営住宅法 (昭和26年法律第193号) 第2条第2号に規定する公営住宅の賃借を含め ない。
- 7 法対象者とは、法の規定により被災者生活再建支援金の支給を受ける者をいう。

(あて先) 岐阜市長

申請者 住 所 氏 名

被災者生活・住宅再建支援金支給申請書

下記のとおり、被災者生活・住宅再建支援金の支給を申請します。

		被犯	災年月日	上 [] 建入版。	年	月		月		
		フ	リガナ							
		氏	名							
f.f.		生	年月日		年	月		月		
被		フ	リガナ							
災 世 帯			を受けた の所在地	₹						
主		被害	を受けた	□ 被災世帯主又はその世帯員						
		住宅	の所有者	□ 上記以外						
		フ	リガナ							
		現在	生の住所	〒						
		現在	の連絡先	電話番号	()			
の			氏 名	Ä	世帯主の 続			氏	名	世帯主との 続 柄
世		1					4			
帯		2					5			
況	日	3					6			
今回	今回の申請回数(例:1回目、2回目)						回目			
害状	度 住 住宅の被害状況について、下記の区分から○で囲んを を壊・解体・長期避難・ 大規模半壊・中規模半壊・ 半壊・床上浸水(全浸水・半浸水)					「んで下さい。 (「解体」又は「長期避難」の場合は、その理由)				
再位建力										
方										

(同意事項)

□ 被災者生活・住宅再建支援金の支給申請の内容を審査するため、 申請者の世帯の住民登録情報について、市職員が閲覧することについて同意します。

(添付書類)

- 1. 岐阜市が発行する罹災証明書
- 2. 住民票の写しその他の被害を受けた住宅等に居住していることを証する書類
- 3. その他、岐阜市長が必要と認める書類

岐阜市防災行政無線設備管理運用規程

平成22年3月30日訓令甲第1号 平成22年7月30日訓令甲第4号改正 平成24年3月30日訓令甲第1号改正 平成24年5月11日訓令甲第1号改正

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜市地域防災計画に基づく災害時における防災対策及び平常時における事務を 効率的に推進するために設置する、同報系の無線設備及び移動系の無線設備(以下「防災行政無線」 という。)の管理及び運用について、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)その他 関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 無線設備 法第2条第4号に規定する無線設備をいう。
 - (2) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
 - (3) 同報系 60メガヘルツ帯の無線局で、親局及び遠隔制御装置(以下「親局等」という。)、中継局及び再送信装置並びに子局又は戸別受信機との間の通信系統をいう。
 - (4) 移動系 800メガヘルツ帯の無線局で、陸上移動局間の通信系統をいう。
 - (5) 親局 通報の操作等同報系において最も中心的な機能を果たす、岐阜市消防本部指令課に設置された無線局をいう。
 - (6) 遠隔制御装置 親局と有線により接続し、親局と同等の操作を行うことができる市役所内に設置された無線局をいう。
 - (7) 中継局 親局等から受けた通報を中継する無線局をいう。
 - (8) 子局 親局等からの通報を中継局又は再送信装置を経由して受信し、屋外拡声機器により放送 する無線局をいう。
 - (9) 再送信装置 親局等から中継局を経由して送信された通報を再度中継して送信する子局に付加された装置をいう。
 - (10) アンサー機能 親局等と子局及び子局相互間との通話を可能とする子局に付加された機能をいう。
 - (11) 戸別受信機 親局等からの通報を中継局又は再送信装置を経由して受信する屋内に設置された受信機をいう。
 - (12) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
 - (13) 通信 無線局による音声の送受信をいう。
 - (14) 通報 親局等から子局及び戸別受信機に対して行う音声の送信をいう。
 - (15) 通話 移動系又は親局等とアンサー機能が付加された子局の間で会話をすることをいう。

(無線局の呼出名称等)

第3条 防災行政無線の無線局の呼出名称、種別及び設置場所については、別に定める。

(無線統括管理者)

- 第4条 防災行政無線の管理及び運用を統括するため、無線統括管理者を置く。
- 2 無線統括管理者は、都市防災部長をもって充てる。

(無線管理責任者)

- 第5条 無線統括管理者を補佐し、防災行政無線を維持管理するため、無線管理責任者を置く。
- 2 無線管理責任者は、都市防災部防災対策課長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

- 第6条 無線従事者を指揮監督し、防災行政無線の運用を管理するため、通信取扱責任者を置く。
- 2 通信取扱責任者は、都市防災部防災対策課長をもって充てる。

(無線従事者)

- 第7条 同報系の無線設備を操作し、通信取扱者の無線設備の操作を監督するため、無線従事者を置く。
- 2 無線従事者は、職員のうち法第40条第1項に規定する無線従事者の資格を有する者をもって充てる。 (通信取扱者)
- 第8条 同報系の無線設備の操作を行うため、通信取扱者を置く。
- 2 通信取扱者は、職員のうちから無線統括管理者が指名した者をもって充てる。
- 3 通信取扱者は、無線設備を操作するときは、無線従事者の監督の下に行なわなければならない。 (無線設備の保守点検等)
- 第9条 都市防災部職員は、子局、再送信装置及びアンサー機能(以下「子局等」という。)の保守点検を年1 回以上行い、正常な機能の保持に努めなければならない。
- 2 前項の保守点検の責任者(以下「点検責任者」という。)は、都市防災部防災対策課長とする。 (事故の措置)
- 第10条 都市防災部職員は、前条第1項の保守点検実施中に子局等の故障を発見したときは、直ちに必要な措置を執るとともに、速やかに点検責任者に報告しなければならない。
- 2 点検責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに無線管理責任者に連絡しなければならない。
- 3 無線従事者は、無線設備の故障その他の原因により通信を行うことができなくなったときは、直ちに必要な措置を執るとともに、その旨を通信取扱責任者に報告しなければならない。
- 4 通信取扱責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに無線管理責任者に連絡しなければならない。
- 5 無線管理責任者は、第2項及び第4項の規定による連絡を受けたときは、遅滞なく復旧に必要な措置 を執るものとする。

(業務書類の管理)

- 第11条 無線管理責任者は、業務書類を適正に管理し、保管しなければならない。
- 2 無線管理責任者は、常に最新の法及び関係法令集を参照できるよう常備しておかなければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年5月11日から施行する。

岐阜市防災行政無線設備管理運用要領

平成22年3月31日決裁 平成22年7月30日改正 平成23年1月20日改正 平成24年5月11日改正 平成24年7月31日改正 平成29年4月1日改正 令和4年3月31日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜市防災行政無線設備管理運用規程(平成22年3月30日岐阜市訓令 甲第 1号。以下「規程」という。)に基づき、防災行政無線設備の適正な管理運用につい て必要な事項を定める。

(通信の種類)

- 第2条 規程第2条第1項第13号における通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 非常诵信

地震、台風、洪水、火災、その他非常の事態(以下「災害等」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援又は秩序の維持のために行われる通信をいう。

(2) 試験诵信

無線設備の保守点検等のために試験的に行う通信をいう。

(3) 普通通信

前各号以外の通信をいう。

(通信の優先順位)

第3条 通信の優先順位は、次のとおりとする。

第1順位 非常通信

第2順位 普通通信

第3順位 試験通信

(非常時における措置)

- 第4条 無線統括管理者は、第2条第1項第1号に定める非常通信を行う場合又はその他特に必要と認める場合は、普通通信及び試験通信の中止又は制限するよう、通信取扱責任者に指示するものとする。
- 2 通信取扱責任者は、前項に定める無線統括管理者の中止又は制限の指示を待ついとまがなく、特に緊急を要する場合は、普通通信及び試験通信の中止又は制限をすることができる。 なお、この場合において、通信取扱責任者は、その旨を速やかに無線統括管理者に報告しなければならない。
- 3 通信取扱責任者は、災害その他緊急の事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、無線の混信を防止する必要がある場合は、アンサー機能を付加した子局の無線交信を 統制することができる。

(通報の種類)

- 第5条 規程第2条第1項第14号における通報の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 一吝诵報

全ての子局及び戸別受信機に対して行う通報をいう。

(2) グループ通報

予め設定されたグループ又は任意に設定するグループに対して行う通報をいう。

(3) 個別通報

子局を選択して行う通報をいう。

(無線管理責任者の事務)

第6条 規程第5条における無線管理責任者が行う防災行政無線の維持管理事務は、次の各号によるものとする。

- (1) 無線局の開設又は変更に関する計画、基本設計などの立案に関すること。
- (2) 電波法令に従って行う申請、届出、報告などに関する書類の作成及び手続きに関すること。
- (3) 電波法令上の手続きに関し、代理人を定めて委任する必要のある場合における代理人の選定及び委任範囲を決定すること。
- (4) 無線局の開設又は変更に関し、工事業者を必要とする場合における業者の選定、契約、施工の監督及び納品検査等に関すること。
- (5) 電波法令に基づく無線局の検査の事前準備、立会い及び検査後に必要とされる措置の 実施に関すること。
- (6) 無線局の運用、保全及び非常対策に関する調査、研究に関すること。
- (7) 無線局の運用計画及び保全計画の策定並びにこれらに関する取扱いの規程の作成に関すること。
- (8) 電波法(昭和25年法律第131号)第51条に規定する無線従事者の選解任に関すること。
- (9) 電波法令に定める業務書類の整備、保管に関すること。
- (10) 無線設備の保守点検に関すること。
- (11) その他、無線局の管理運営上必要とされる事項及びその付帯事項の処理に関すること。 (無線従事者の養成、研修)
- 第7条 通信取扱責任者は、無線従事者の養成に努めるものとする。
- 2 通信取扱責任者は、無線従事者及び通信取扱者の資質の向上を図るため、電波関係法令及び無線機の取扱い等の研修を行うものとする。

(保守点検結果等)

第8条 点検実施者は、規程第9条に基づく保守点検の結果及び子局の使用状況(子局の放送機能を利用して行う放送に限る。)について、必要に応じ、保守点検結果及び子局使用結果報告書(別記様式)により無線管理責任者に報告しなければならない。

(同報系防災行政無線局の回線構成)

第9条 同報系防災無線局の回線構成は、別図による。

(子局の局名等)

第10条 子局の局名及び設置場所は、別表1による。

(移動系防災行政無線の呼出名称等)

第11条 移動系防災行政無線の呼出名称及び設置場所は、別表2による。

(子局の鍵)

第12条 子局の鍵は、地域に設置された子局の数に応じて、自主防災隊長に貸与する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年5月11日から施行する。

この要領は、平成24年8月1日から施行する。 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和4年3月31日から施行する。

別記様式(第8条関係)

保守点検結果及び子局使用結果報告書

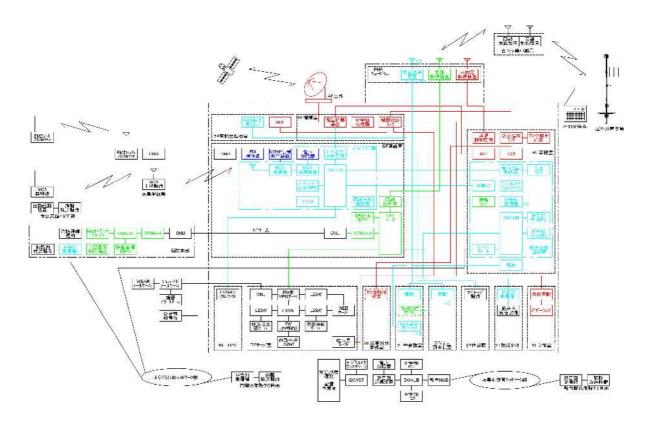
無線管理責任者 様

点検実施者

実施した保守点検の結果及び子局の使用数について報告します。

保守点検実施数	箇所
異常個所	箇所
異常の概要	(管理番号及び異常の概要を記載)
子局使用数	

別図(第9条関係)



別表 1(第 10 条関係)

	10 条関係)				
管理番号	I D番号	地域	局 名	住 所	
1	004	金華	岐阜公園	岐阜市御手洗 384-1	
2	002	金華	般若寺所有地	岐阜市木挽町 41	
3	005	金華	林稲荷神社	岐阜市益屋町8	
4	001	金華	岐阜小学校	岐阜市大工町1	
5	003	金華	伊奈波公園	岐阜市伊奈波通1丁目80-2	
6	012	京町	若松町子ども遊び場	岐阜市若松町地内	
7	014	京町	西野町公園	岐阜市西野町 3 丁目 22	
8	013	京町	県立岐阜盲学校	岐阜市北野町 70-1	
9	011	京町	岐阜中央中学校	岐阜市京町 3 丁目 19	
10	015	京町	八ツ梅公園	岐阜市八ツ梅町3丁目8	
11	016	京町	美江寺公園	岐阜市美江寺町1丁目1	
12	022	明徳	川端町遊園地	岐阜市川端町地内	
13	022	明徳		岐阜市明徳町 11-2	
			中央青少年会館		
14	054	梅林	岐阜市斎苑駐車場	岐阜市雲竜町 36-2	
15	053	梅林	岐阜トヨタ自動車㈱研修センター	岐阜市尼ヶ崎町1丁目1	
16	051	梅林	梅林小学校	岐阜市金竜町6丁目6	
17	052	梅林	粕森公園	岐阜市上加納山地内	
18	045	白山	競輪場駐車場	岐阜市大黒町 5 丁目 23	
19	042	白山	梅林中学校	岐阜市九重町3丁目8	
20	044	白山	㈱西日本キャンパック	岐阜市鶴田町3丁目7-5	
21	041	白山	白山小学校	岐阜市白山町2丁目1	
22	043	白山	元町公衆便所	岐阜市元町2丁目 11	
23	046	白山	名鉄長住町ビル屋上 (ロフト屋上)	岐阜市長住町2丁目11-1	
24	073	華陽	田神公園	岐阜市五坪2丁目5-7	
25	071	華陽	華陽小学校	岐阜市華陽 5-1	
26	072	華陽	安宅公園	岐阜市安宅町2丁目18-3	
27	031	徹明	岐阜高島屋	岐阜市日ノ出町2丁目25	
28	032	徹明	草潤中学校	岐阜市金宝町4丁目1	
29	033	徹明	濃飛ビル屋上	岐阜市橋本町2丁目20	
30	034	徹明	じゅうろくプラザ (岐阜市文化産業交流 センター)	岐阜市橋本町1丁目10-11	
31	081	木之本	徹明さくら小学校	岐阜市木ノ本町1丁目 18	
32	082	木之本	鍵屋西公園	岐阜市鍵屋西町2丁目26	
33	083	木之本	香蘭グリーンパーク	岐阜市香蘭 2 丁目 22	
34	063	本郷	沖ノ橋認定こども園	岐阜市沖ノ橋町2丁目 15	
35	062	本郷	岐阜県立岐阜高校	岐阜市大縄場3丁目1	
36	061	本郷	本郷分団本部	岐阜市本郷町3丁目1-2	
37	064	本郷	大縄場公園	岐阜市大縄場8丁目20	
38	092	本荘	本荘公園	岐阜市吹上町3丁目地内	
39	097	本荘	香取町1丁目歩道	岐阜市香取町1丁目10-4	
40	091	本荘	本荘小学校	岐阜市此花町 6 丁目 29	
41	093	本荘	本荘中学校	岐阜市雲雀ヶ丘1	
42	098	本荘	八幡神社	岐阜市鹿島町8丁目25	
43	094	本荘	本荘神社	岐阜市敷島町9丁目24	
44	096	本荘	出雲公園	岐阜市敷島町10丁目4	
45	095	本荘	岐阜市科学館	岐阜市本荘 3456-41	
46	546	鏡島	菖蒲池公民館	岐阜市鏡島 2970-20	
47	542	鏡島	鏡島子ども遊び場	岐阜市鏡島 1950-1	
48	547	鏡島	鏡島長瀬公園	岐阜市鏡島中2丁目12-34	
49	541	鏡島	鏡島小学校	岐阜市鏡島西 2 丁目 2-1	
50	545	鏡島	鏡島南公園	岐阜市鏡島南 1 丁目 13-17	
51	544	鏡島	港公民館	岐阜市鏡島西 3 丁目 15-6	
52	548	鏡島	大菅南公園	岐阜市大菅南 12-8	
53	543	鏡島	江崎公民館	岐阜市江崎南 1-20	
54	311	長森西	吉野神社	岐阜市北一色8丁目6	
55	314	長森西	若葉第一幼稚園	岐阜市北一色 1 丁目 23-13	
			1 - 2 1 2 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	2. T.	

管理番号	I D番号	地域	局名	住 所
56	312	- ^{地域} - 長森西	長森西小学校	岐阜市北一色5丁目5-1
57	315	長森西	岩戸公園駐車場	岐阜市長森岩戸 947-2
58	313	長森西	澤田氏所有地	岐阜市尼ヶ崎町2丁目19
59	316	長森西	岐阜競輪場北歩道	岐阜市東栄町5丁目16-1
60	317	長森西	北一色6丁目歩道	岐阜市北一色6丁目21-15
61	302	長森北	全超寺	岐阜市野一色8丁目7-10
62	308	長森北	ハイツ長森	岐阜市野一色4丁目19-1
63	303	長森北	前一色2丁目墓地	岐阜市前一色2丁目6-2
64	304	長森北	アジア原紙㈱	岐阜市野一色2丁目7-18
65	301	長森北	長森中学校	岐阜市野一色4丁目11-1
66	305	長森北	沓掛公園	岐阜市長森本町1丁目9-30
67	307	長森北	中田霊園東歩道	岐阜市野一色 4 丁目 3-30
68	306	長森北	長森コミュニティセンター	岐阜市前一色1丁目2-1
69	309	長森北	林氏所有畑	岐阜市前一色 3 丁目 8-10
70	321	長森東	神谷学園所有地	岐阜市天池2丁目17-2
71	324	長森東	左兵衛新田自治公民館	岐阜市琴塚 3 丁目 14-3
72	322	長森東	長森東小学校	岐阜市水海道2丁目10-1
73	325	長森東	水海道霊園	岐阜市水海道5丁目1
74	323	長森東	岩地公民館	岐阜市岩地2丁目9-18
75	104	日野	村瀬氏宅	岐阜市日野北7丁目1-23
76	106	日野	清眺台第二公園	岐阜市日野北5丁目21-11
77	105	日野	日野分団器具庫	岐阜市日野北3丁目13-3
78	101	日野	日野公民館北東交差点	岐阜市日野北1丁目8-1
79	107	日野	鵜飼分署	岐阜市日野西2丁目1-9
80	108	日野	日野東2丁目貯水槽傍	岐阜市日野東2丁目地内
81	103	日野	公益社団法人岐阜病院職員寮	岐阜市日野東 4 丁目 1-3
82	109	日野	日野東8丁目子ども遊び場	岐阜市日野東8丁目9-7
83	110	日野	城美台遊水池歩道	岐阜市日野南8丁目14-5
84	102	日野	日野中央公園	岐阜市日野南1丁目17-1
85	111	日野	日野南2丁目市道	岐阜市日野南2丁目101
86	112	日野	日野東6丁目市道	岐阜市日野東6丁目3-7地先
87	529	岩	岩滝東部公民館	岐阜市岩滝東 3 丁目 293-1
88	526	岩	岩滝八幡公園	岐阜市岩滝東2丁目94-1
89	524	岩	八坂公園	岐阜市岩滝西 3 丁目 250
90	530	岩	静が丘町公民館東	岐阜市静が丘町 20
91	521	岩	岩小学校	岐阜市岩滝西1丁目612
92	522	岩	岩田公民館	岐阜市岩田西 3 丁目 40
93	527	岩	岩田公園	岐阜市岩田西 3 丁目 149
94	525	岩	岩田西公園	岐阜市岩田西1丁目777
95	528	岩	流公園	岐阜市岩田坂 3 丁目 6-18
96	523	岩	岩田坂南町子供遊び場	岐阜市岩田坂 4 丁目 117
97	607	芥見	高天ヶ原ニュータウン	岐阜市芥見7丁目146-4
98	610	芥見	東部コミュニティセンター	岐阜市芥見 4 丁目 80
99	612	芥見	地頭方中公民館	岐阜市芥見清水 19
100	611	芥見	地頭方南公民館	岐阜市芥見野畑1丁目99
101	604	芥見	諏訪山運動場	岐阜市芥見野畑 3 丁目 18-1
102	609	芥見	諏訪山公民館	岐阜市諏訪山 3 丁目 9-14
103	613	芥見東	篠田氏所有山林	岐阜市芥見 5611-1
104	606	芥見	大退公民館	岐阜市芥見大退2丁目394-2
105	602	芥見	上町公民館	岐阜市上芥見 439
106	608	芥見	祇園1丁目ちびっこ広場	岐阜市祗園 1 丁目 178
107	603	芥見	長山公民館	岐阜市芥見長山1丁目152
108	601	芥見	芥見公民館東側私道	岐阜市芥見 2 丁目 98-1
109	614	芥見	芥見1丁目貯水槽傍	岐阜市芥見 1 丁目 183
110	615	芥見	和光団地内休遊地	岐阜市芥見 6 丁目 266
111	616	芥見	しいのみ公園	岐阜市諏訪山2丁目18
112	605	芥見	あいかわの杜	岐阜市芥見大船1丁目12-2

か: 1日 五. 日	ID亚目	Life I—P		A T
管理番号	I D番号	地域 芥見南	局 名 大河纽山八月鏡	住所
113	634		大洞緑山公民館	岐阜市大洞緑山2丁目15-7
114	631	芥見南 ***	つくし公園	岐阜市大洞西 4-1
115	632	芥見南 ************************************	岐阜市教育研究所	岐阜市芥見南山 3 丁目 10-1
116	633	芥見南 # B = #	東分署	岐阜市芥見南山2丁目4-32
117	625	芥見東	柏台公園	岐阜市大洞柏台 6 丁目 60-1
118	622	芥見東	桐が丘公園	岐阜市大洞桐ヶ丘3丁目60
119	621	芥見東	大洞こども園	岐阜市大洞桜台1丁目3
120	623	芥見東	大洞桜台貯水槽傍	岐阜市大洞桜台 3 丁目 69
121	624	芥見東	北山公園	岐阜市北山 3 丁目 2-5
122	626	芥見東	紅葉が丘公園	岐阜市大洞紅葉が丘4丁目37
123	241	加納	中山道加納宿まちづくり交流センター	岐阜市加納本町1丁目16-1
124	244	加納	加納小学校	岐阜市加納西丸町1丁目73-1
125	243	加納	加納中学校	岐阜市加納舟田町 9
126	242	加納	加納鉄砲町4丁目駐車場	岐阜市加納鉄砲町4丁目3
127	254	加納西	清水緑地	岐阜市加納清水町4丁目22-1
128	253	加納西	水野町公園	岐阜市加納水野町4丁目22-1
129	251	加納西	加納西公民館	岐阜市加納高柳町1丁目1
130	255	加納西	加納西公園	岐阜市加納大黒町4丁目 3-3
131	252	加納西	岐阜県立加納高等学校	岐阜市加納南陽町3丁目17
132	211	三里	菊地公園	岐阜市菊地町1丁目25
133	212	三里	三里小学校	岐阜市六条北2丁目 5-1
134	220	三里	福寿公園	岐阜市六条南1丁目7-1
135	223	三里	六条江東2丁目歩道	岐阜市六条江東2丁目106
136	221	三里	清和公園	岐阜市清本町3丁目1
137	213	三里	旦ノ越公園	岐阜市清本町7丁目26
138	219	三里	柳森公園	岐阜市柳森町2丁目20
139	215	三里	空下公園	岐阜市六条南 3 丁目 1-6
140	222	三里	伊藤宅南歩道	岐阜市六条大溝 1 丁目 118 地先
141	218	三里	宇佐南公園	岐阜市宇佐南2丁目7-1
142	214	三里	宇佐西公園	岐阜市宇佐3丁目10-1
143	216	三里	井堰公園	岐阜市宇佐南 4 丁目 3-1
144	217	三里	新田公園	岐阜市六条大溝 4 丁目 7-1
145	224	三里	海草公園	岐阜市宇佐東町 8-1
146	502	市橋	西荘公園	岐阜市西荘2丁目5-7
147	507	市橋	精華分署	岐阜市西荘 4 丁目 6-40
148	501	市橋	市橋公民館	岐阜市市橋 4 丁目 10-10
149	514	市橋	市橋小学校	岐阜市市橋6丁目6-28
150	512	市橋	市橋公園	岐阜市市橋 6 丁目 13-14
151	505	市橋	県庁舎職員専用駐車場	岐阜市藪田南2丁目1-1
152	511	市橋	県医師会館南駐車場	岐阜市薮田南 3 丁目 6-7
153	506	市橋	県立岐阜総合学園高等学校	岐阜市須賀2丁目 7-25
154	503	市橋	今嶺公民館	岐阜市今嶺1丁目19-2
155	513	市橋		岐阜市薮田中2丁目3-2
156	510	市橋	神明神社	岐阜市薮田西1丁目 5-10
157	504	市橋	ふれあい会館第9駐車場	岐阜市須賀4丁目17
158	508	市橋	濃飛ニッセイ西側歩道	岐阜市今嶺 4 丁目 182 地先
159	509	市橋	下奈良公園	岐阜市下奈良2丁目31-1
160	515	市橋	ふれあい会館第1駐車場	岐阜市薮田南5丁目5
161	517	市橋	西岐阜駅北ロータリー東水路	岐阜市西荘2丁目30-9地先
162	516	市橋	今嶺 4 丁目市道	岐阜市今嶺 4 丁目 182 地先
163	589	日置江	日置江北公園	岐阜市下奈良 4 丁目 3-1
164	582	日置江	自山神社献灯台	岐阜市次木 409
165	587	日置江	北野神社北市道	岐阜市次木 370-4 地先
166	581	日置江	日置江分団本部	岐阜市日置江 1389-1
167	588	日置江	(㈱坂井田製作所	岐阜市日置江8丁目 18
168	586	日置江	重善寺	岐阜市茶屋新田 1107
169	583	日置江	JAオートパル岐阜	岐阜市茶屋新田 3 丁目 85-1

////////////////////////////////////	ID亚目	4-4-11		4
管理番号	I D番号	地域	局 名 工 (住所
170	585	日置江	五十鈴神社	岐阜市日置江 2573
171	584	日置江	茶屋新田子供遊び場	岐阜市茶屋新田 11-22
172	444	鶉	㈱岐阜セラック鶉工場	岐阜市東鶉1丁目41
173	449	鶉	東鶉用水傍	岐阜市東鶉 3 丁目 83 地先
174	447	鶉	- 第田神社	岐阜市東鶉 5 丁目 63-1
175	451	鶉	新栄公民館	岐阜市南鶉1丁目31
176	442	鶉	聖徳学園高等学校	岐阜市中鶉1丁目50
177	441	鶉	- 鶉小学校	岐阜市中鶉 4 丁目 189-1
178	448	鶉	すみれ公園	岐阜市南鶉 3 丁目 95-1
179	446	鶉	西鶉用水南歩道	岐阜市西鶉 1 丁目 18 地先
180	450	鶉	新池公民館	岐阜市中鶉6丁目140
181	445	鶉	南部プラント	岐阜市南鶉 6 丁目 78
182	443	鶉	堀江氏所有地	岐阜市西鶉 5 丁目 66
183	452	鶉	中鶉3丁目歩道	岐阜市中鶉 3 丁目 26-3
184	453	鶉	東鶉1丁目市道	岐阜市東鶉1丁目83-1地先
185	426	茜部	茜部大野公園	岐阜市茜部大野1丁目95
186	422	茜部	本郷公民館	岐阜市茜部本郷2丁目69-1
187	428	茜部	岐阜市中央卸売市場	岐阜市茜部新所2丁目5
188	421	茜部	茜部公民館	岐阜市茜部新所 4 丁目 126-2
189	429	茜部	神清寺公民館	岐阜市茜部神清寺1丁目45
190	423	茜部	茜部神社	岐阜市茜部寺屋敷 3 丁目 135
191	424	茜部	あかね公園	岐阜市茜部菱野2丁目115
192	427	茜部	㈱エロワ日本中部テクニカルセンター	岐阜市茜部菱野 4 丁目 159-2
193	425	茜部	野瀬公民館	岐阜市茜部野瀬 3 丁目 127
194	432	茜部	茜部大野2丁目市道	岐阜市茜部大野2丁目192-3
195	431	茜部	水主町公民館	岐阜市水主町1丁目51
196	430	茜部	城南病院職員駐車場	岐阜市茜部新所 1 丁目 19
197	564	厚見	宮北公園	岐阜市宮北町 21-3
198	570	厚見	城東通5丁目歩道橋東	岐阜市城東通5丁目11地先
199	565	厚見	東川手公民館	岐阜市東川手2丁目16
200	571	厚見	岐阜市中央卸売市場関連事業店舗	岐阜市西川手6丁目1
201	566	厚見	なかよし公園 (子ども遊び場)	岐阜市西川手 10 丁目 1410-34
202	569	厚見	木ノ下公園	岐阜市木ノ下町7丁目1
203	567	厚見	林氏宅	岐阜市上川手 668-1
204	562	厚見	領下公民館	岐阜市領下 54
205	568	厚見	旧 JA ぎふ上川手支店	岐阜市上川手 545-1
206	572	厚見	厚見中学校	岐阜市領下 1803
207	561	厚見	厚見分団本部	岐阜市上川手 461-10
208	563	厚見	厚見小学校	岐阜市上川手 198-5
209	293	長森南	薬師寺	岐阜市高田 4 丁目 7-8
210	295	長森南	東中島墓地	岐阜市東中島2丁目16-1
211	292	長森南	手力雄神社	岐阜市蔵前 6 丁目 8-22
212	298	長森南	手力町公園	岐阜市手力町 29-3
213	291	長森南	長森南小学校	岐阜市切通 5 丁目 12-1
214	297	長森南	長森南中学校	岐阜市切通2丁目11-1
215	299	長森南	切通慈霊園	岐阜市切通 4 丁目 11
216	294	長森南	吉野神社	岐阜市細畑 3 丁目 11
217	296	長森南	細畑公園	岐阜市細畑6丁目 3-12
218	300	長森南	陣屋公園	岐阜市切通6丁目15-1
219	761	長森南	小野木氏所有畑	岐阜市高田 2 丁目 12-11
220	762	長森南	蔵前7丁目水路敷	岐阜市蔵前7丁目3-16地先
221	739	柳津	境川中学校	岐阜市柳津町上佐波東3丁目70
222	752	柳津	上佐波公民館	岐阜市柳津町上佐波 1 丁目 265
223	740	柳津	宮上ふれあい会館	岐阜市柳津町上佐波2丁目326
224	738	柳津	喫茶コチ	岐阜市柳津町上佐波西2丁目35
225	741	柳津	柳津西部防災施設	岐阜市柳津町上佐波西5丁目160
226	732	柳津	炭竈氏宅	岐阜市柳津町東塚 5 丁目 109
		N.L.	V 1-02 - V L	-2 1 10 NUT 17 N 0 1 H 100

管理番号	I D番号	地域	局 名	住 所	
227	733	柳津	局 名	岐阜市柳津町蓮池 5 丁目 35	
	734	柳準	付手 果 休 月 月	岐阜市柳津町本郷 3 丁目 190-3	
228					
229	749	柳津	柳津町梅松4丁目修景施設	岐阜市柳津町梅松 4 丁目 143-1	
230	731	柳津	柳津地域事務所	岐阜市柳津町宮東1丁目1	
231	735	柳津	柳津運動場	岐阜市柳津町北塚 4 丁目 94	
232	736	柳津	南塚会館	岐阜市柳津町南塚4丁目35	
233	750	柳津	柳津分署	岐阜市柳津町丸野2丁目170-1	
234	737	柳津	柳津水源地	岐阜市柳津町丸野1丁目47	
235	751	柳津	丸野公園	岐阜市柳津町丸野 5 丁目 99-1	
236	742	柳津	もえぎの里	岐阜市柳津町下佐波西1丁目15	
237	743	柳津	宮下コミュニティ会館	岐阜市柳津町下佐波 4 丁目 37	
238	744	柳津	則武氏所有地	岐阜市柳津町下佐波 6 丁目 146	
239	747	柳津	流通センター公園	岐阜市柳津町流通センター1 丁目 13	
240	745	柳津	岐阜聖徳学園臨時駐車場	岐阜市柳津町高桑西 5 丁目 78	
241	746	柳津	高桑コミュニティ会館	岐阜市柳津町高桑 3 丁目 28	
242	748	柳津	産宮神社北側道路	岐阜市柳津町高桑 4 丁目 168	
243	753	柳津	佐波保育所駐車場	岐阜市柳津町下佐波1丁目40	
244	754	柳津	北塚公園	岐阜市柳津町北塚 5 丁目 1-1	
245	151	長良東	真福寺加圧施設	岐阜市長良 2434-10	
246	154	長良東	尾花自然公園	岐阜市長良東3丁目95	
247	152	長良東	長良公園軽スポーツ研修センター	岐阜市長良校前町5丁目14-1	
248	161	長良東	岐山町公民館	岐阜市長良 3089-3	
249	162	長良東	長良東公民館	岐阜市長良宮路町3丁目5-1	
250	160	長良東	長良高校	岐阜市長良 1716-1	
251	155	長良東	古津公民館	岐阜市長良古津 68	
252	158	長良東	志段見公民館	岐阜市長良雄総 831	
253	153	長良東	雄日ヶ丘公園	岐阜市中川原2丁目106-1	
254	159	長良東	岐阜バス回転場	岐阜市長良雄総 192-7	
255	157	長良東	長良雄総台配水池北側市道	岐阜市長良 3484-1	
256	156	長良東	雄総陸閘	岐阜市雄総柳町3丁目地内	
257	163	長良東	真福寺中公園	岐阜市長良3丁目61	
258	164	長良東	新屋敷公民館	岐阜市長良 662-1	
259	165	長良東	雄総柳町4丁目道路	岐阜市雄総柳町4丁目14-2	
260	166	長良東	尾花公園	岐阜市長良 1246-4	
261	123	長良	パチンコキクヤ長良店	岐阜市長良福光 98-1	
262	123	長良	長良小学校	岐阜市長良 259	
263	121	長良	岐阜市長良川鵜飼伝承館(うかいミュー	岐阜市長良 54-1	
200			ジアム)	21.	
264	124	長良	長良広場	岐阜市長良福光地内	
265	132	長良西	太田北公園	岐阜市福光東1丁目34	
266	135	長良西	神明神社	岐阜市福光東1丁目2-6	
267	139	長良西	太田西公園	岐阜市福光南町 18-21	
268	134	長良西	長良西小学校	岐阜市千代田町2丁目1	
269	137	長良西	長良川国際会議場北交差点南東角地	岐阜市長良福光 2520-34	
270	131	長良西	岐阜メモリアルセンター南駐車場	岐阜市早田 1901-15	
271	133	長良西	八代公園	岐阜市八代3丁目14	
272	136	長良西	お茶の木公園	岐阜市福光西3丁目6	
273	138	長良西	どんぐり公園	岐阜市福光西1丁目16-3	
274	196	早田	岐阜メモリアルセンター南西角	岐阜市早田 1878-2	
275	194	早田	早田保育所	岐阜市早田東町6丁目35	
276	193	早田	早田小学校	岐阜市学園町2丁目35	
277	191	早田	津島公園	岐阜市津島町5丁目28	
278	195	早田	早田南公園	岐阜市岩倉町2丁目6	
279	192	早田	美島公園	岐阜市美島町 3 丁目 25	
280	197	早田	山吹町5丁目市道	岐阜市山吹町5丁目62	
281	235	<u></u> 鷺山	青山中学校	岐阜市下土居2丁目27-1	
		## 그 단 하	11 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		

管理番号	I D番号	地域	局名	A 元
282	232	- 地域 鷺山	池田公園	住 所 岐阜市南蝉 2 丁目 89
283	234	<u> </u>		岐阜市南蝉 1 丁目 29
284	234	馬山 鷺山	蝉丸公園	岐阜市鷺山北町 9-12
285	237	<u> </u>		岐阜市鷺山南 16-18
286	233	馬山 鷺山	正木公民館	岐阜市正木 1981-44
287		<u> </u>		
	236	<u> </u>	正木中公園	岐阜市正木中 3 丁目 9·1 岐阜市正木南 1 丁目 16·1
288 289	239 238	<u> </u>	正木南公園 白山神社駐車場	岐阜市正木曽 1 J 自 16-1 岐阜市正木 1512-7
		<u> </u>		岐阜市鷺山 2563-5
290 291	240 268	<u></u> 則武	長良川球技場第2駐車場	岐阜市則武東 3 丁目 10-1
291	263		新田中央公園	
292	261	則武	新田南公園	岐阜市則武東2丁目8-8
293		則武	則武小学校	岐阜市則武 209-2
	265	則武	宗作公園	岐阜市則武中4丁目9-1
295	266 262	則武	日光公園	岐阜市日光町9丁目 28
296		則武	秋葉公園	岐阜市則武中2丁目9-1
297	264	則武	日吉神社	岐阜市則武 2600
298	267	則武	城西小学校体育館前	岐阜市則武西1丁目7-10
299	269	則武	萱野公園	岐阜市則武西2丁目4-1
300	201	城西	城西公民館	岐阜市萱場東町1丁目1
301	204	城西 ## 西	篭下公園	岐阜市萱場北町2丁目39
302	202	城西	神明神社	岐阜市旦島宮町2丁目9
303	203	城西	久保見公園	岐阜市守口町2丁目29
304	205	城西	日光町子ども遊び場	岐阜市日光町2丁目5
305	174	島	池ノ上公園	岐阜市池ノ上町2丁目36
306	178	島	東島公民館	岐阜市東島 5 丁目 2-3
307	182	島	神明神社	岐阜市白菊町2丁目13
308	171	島	島小学校	岐阜市北島7丁目6-12
309	177	島	市立第二·第三恵光	岐阜市西島町 4-24
310	179	島	島南公園	岐阜市菅生8丁目 5-1
311	173	島	菅生公園	岐阜市菅生3丁目5-3
312	175	島	北島公園	岐阜市北島6丁目12-1
313	176	島	旦島南公園 	岐阜市旦島2丁目7-1
314	172	島	西中島南公園	岐阜市西中島 3 丁目 7-1
315	180	島島	江口公民館	岐阜市江口1丁目4-19
316	181		平島公園	岐阜市旦島4丁目11-1
317	183	島	北部プラントグランド	岐阜市西中島6丁目3-1
318	184	島	竜万公園	岐阜市北島2丁目5-1
319	185	島	春日神社	岐阜市島田1丁目 11-3
320	668	合渡	市立女子短期大学	岐阜市一日市場北町 7-1
321	664	合渡	JA ぎふ一日市場集出荷場 一日市場可搬式ポンプ場	岐阜市一日市場1丁目221
322 323	669 665	合渡		岐阜市一日市場 3 丁目 100-2
		合渡	三軒家公民館	岐阜市曽我屋2丁目148
324	662	合渡	JA ぎふ合渡支店	岐阜市曽我屋5丁目120
325	666	合渡	寺田公園 - 今遊八日大郊	岐阜市寺田1丁目90
326	661	合渡	合渡分団本部	岐阜市寺田3丁目14-1
327	663	合渡	顧明寺西南角	岐阜市河渡3丁目74
328	667	合渡	杵築神社	岐阜市河渡 1572
329	670	合渡	岐阜県警察武道館駐車場	岐阜市西河渡2丁目41
330	484	七郷	東改田公民館	岐阜市東改田 292
331	488	七郷	上尻毛墓地	岐阜市上尻毛日吉 34
332	486	七郷	白山神社	岐阜市川部2丁目69
333	481	七郷	七郷分団本部	岐阜市西改田字川向 5-1
334	482	七郷	青山青少年会館	岐阜市小西郷 1 丁目 56-2
335	485	七郷	北向公民館	岐阜市西改田夏梅 69
336	487	七郷	西改田松ノ木墓地	岐阜市西改田松の木 161
337	483	七郷	又丸町畑交差点南西	岐阜市又丸村中 49-4 地先
338	489	七郷	岐阜県農業技術センター南市道	岐阜市又丸 729-1 地先

管理番号	I D番号	地域	局名	住 所
339	334	木田	柿ヶ瀬公民館	岐阜市木田 1657
340	333	木田	木田水防団員詰所	岐阜市木田 1066-8
341	331	木田	木田公民館	岐阜市木田 479-5
342	332	木田	森氏所有地	岐阜市下尻毛 292 -1
343	335	木田	西木田公民館	岐阜市木田1丁目234
344	399	木田	北柿ヶ瀬公民館	岐阜市北柿ヶ瀬 7-1
345	391	黒野	岐阜大学グランド	岐阜市柳戸 1-1
346	397	黒野	古市場高田市歩道	岐阜市古市場高田 48-2
347	388	黒野	共和公園	岐阜市折立 524·3
348	382	黒野	共和公園 折立公園	岐阜市折立 262-2
349	396	黒野	芭蕉公園	岐阜市折立 683
350	384	黒野	洞揚水機場	岐阜市大学北2丁目252-3
351	383			
	385	黒野	今川墓地	岐阜市今川 208-1
352		黒野	洞公民館	岐阜市洞 740-2
353	393	黒野	JA ぎふ黒野支店	岐阜市古市場 266
354	381	黒野	熊野神社	岐阜市古市場 383
355	389	黒野	黒野城南公園	岐阜市黒野 704
356	392	黒野	古市場公園	岐阜市古市場 2-25、2-27
357	394	黒野	下鵜飼第三公民館	岐阜市下鵜飼 1635-4
358	395	黒野	下鵜飼公民館	岐阜市下鵜飼 1422
359	390	黒野	神明神社	岐阜市御望 961-3
360	386	黒野	御望公民館	岐阜市御望3丁目22
361	387	黒野	JA ぎふ農産物流通センター	岐阜市下鵜飼 1808-1
362	398	黒野	久世工業資材置場	岐阜市黒野 162-1
363	469	西郷	西郷中公園	岐阜市中1丁目35-1
364	463	西郷	ちびっこ広場	岐阜市小野 3 丁目 21-1
365	470	西郷	下西郷公民館	岐阜市下西郷 827-1
366	471	西郷	新堀公民館	岐阜市下西郷 161-3
367	465	西郷	犬塚広場	岐阜市上西郷 6 丁目 78-2
368	467	西郷	神屋公民館	岐阜市中西郷 1102-2
369	468	西郷	八王子神社	岐阜市中西郷 3 丁目 60
370	464	西郷	西郷中央公園	岐阜市中西郷1丁目41
371	466	西郷	明音寺公民館	岐阜市上西郷8丁目100
372	462	西郷	本郷公民館	岐阜市上西郷 4 丁目 59
373	461	西郷	西郷公民館	岐阜市中西郷 4 丁目 236
374	472	西郷	阿弥陀寺公民館	岐阜市中西郷 2 丁目 137
375	716	網代	上雛倉公民館	岐阜市雛倉 925-2
376	715	網代	伊洞公民館	岐阜市外山 121
377	713	網代	奥公民館	岐阜市奥 232-2
378	711	網代	秋沢子ども遊び場	岐阜市秋沢 223-3
379	717	網代	西秋沢公民館	岐阜市西秋沢 2 丁目 172
380	712	網代	JA ぎふ網代支店	岐阜市則松 5 丁目 126
381	718	網代	本組公民館	岐阜市則松 3 丁目 405
382	714	網代	北西部体育館	岐阜市則松 2 丁目 65-2
383	719	網代	大洞公民館	岐阜市則松 4 丁目 100
384	404	方県	彦坂公民館	岐阜市彦坂 190
385	402	方県	石谷公民館	岐阜市石谷 332
386	407	方県	石谷公園	岐阜市石谷 614-149
387	405	方県	佐野公民館	岐阜市佐野 330-1
388	403	方県	方県分団第4班器具庫	岐阜市岩利 2 丁目 131
389	401	方県	方県小学校	岐阜市安食 3 丁目 115
390	408	方県	下安食子ども遊び場	岐阜市安食2丁目4
391	409	方県	志良古公民館	岐阜市安食字志良古 26-23
392	406	方県	方県分団第2班器具庫	岐阜市村山2丁目125
393	410	方県	村山公民館	岐阜市村山2丁目60
394	411	方県	大野氏所有畑	岐阜市石谷 1 丁目 149
395	279	常磐	常磐公園	岐阜市上土居 747-8
	· -		1	

が出立口	1550	4-1-1		A F
管理番号	ID番号	地域	局名	住所
396	278	常磐	野田公園	岐阜市上土居4丁目14-1
397	276	常磐	石田公園	岐阜市上土居1丁目14-1
398	284	常磐	椿洞字川東用水路敷	岐阜市椿洞 595-5 地先
399	280	常磐	打越公民館	岐阜市打越 344-1
400	271	常磐	常磐小学校	岐阜市上土居 838
401	281	常磐	狭間公園	岐阜市上土居2丁目20-1
402	285	常磐	城田寺字明正用水路敷	岐阜市城田寺 1941-9
403	272	常磐	互調橋北詰	岐阜市城田寺 2447-1
404	275	常磐	「何アグリファーム上城	岐阜市上城田寺中 53
405	273	常磐	大正公園	岐阜市城田寺 684-96
406	283	常磐	市民公園北駐車場	岐阜市椿洞 1076-1
407	282	常磐	畜産センター駐車場	岐阜市椿洞 779-1
408	274	常磐	椿洞防火水槽傍	岐阜市椿洞 672-3
409	277	常磐	椿洞地蔵堂傍	岐阜市椿洞 261
410	287	常磐	常磐消防団倉庫	岐阜市上城田寺東 98-1
411	286	常磐	白山神社	岐阜市打越 166-2
412	350	岩野田	岩野田保育所	岐阜市三田洞東1丁目18-5
413	342	岩野田	坂下公園	岐阜市三田洞東 5 丁目 13-14
414	345	岩野田	兎ヶ洞東公園	岐阜市三田洞東 3 丁目 4-1
415	349	岩野田	城北高校西校門前市道	岐阜市三田洞 396-2
416	348	岩野田	三田洞公民館	岐阜市三田洞 32
417	341	岩野田	岩野田小学校	岐阜市粟野西2丁目33
418	346	岩野田	上岩崎公園	岐阜市岩崎 676
419	344	岩野田	岩野田分署	岐阜市岩崎 2 丁目 12-9
420	347	岩野田	岩崎公園	岐阜市岩崎 2 丁目 17-40
421	343	岩野田	児童公園	岐阜市岩崎 406-1
422	352	岩野田	シンシア岐阜北デイサービス	岐阜市岩崎 467-1
423	351	岩野田	三田洞字中屋敷市道	岐阜市三田洞 107-3 地先
424	363	岩野田北	東栗野公民館	岐阜市粟野東 4 丁目 17
425	361	岩野田北	岩野田北公民館	岐阜市栗野東2丁目33-3
426	364	岩野田北	栗野台中央公園北防火水槽傍	岐阜市粟野台 307-242
427	367	岩野田北	栗野水防倉庫傍	岐阜市粟野西 6 丁目地内
428	366	岩野田北	十六銀行グランド駐車場	岐阜市栗野西 6 丁目 555-1
429	362	岩野田北	岩野田中学校	岐阜市粟野西 5 丁目 817
430	365	岩野田北	岩野田公園	岐阜市粟野西 5 丁目 297
431	368	岩野田北	栗野東3丁目水路敷	岐阜市栗野東3丁目191、192
432	370	岩野田北	粟野西8丁目石碑地	岐阜市栗野西8丁目370
433	369	岩野田北	栗野東5丁目子ども遊び場	岐阜市粟野東 5 丁目 335
434	708	三輪北	梅田氏所有地	岐阜市三輪宮西 79-1
435	703	三輪北	三輪自治公民館	岐阜市三輪宮前 5-6
436	707	三輪北	三輪団地子ども遊び場	岐阜市三輪 962-5
437	701	三輪北	三輪北小学校	岐阜市北野東 356
438	706	三輪北	門屋公園	岐阜市門屋門 99-1
439	705	三輪北	出屋敷自治公民館	岐阜市出屋敷 232-1
440	704	三輪北	北野西山ゴミステーション傍市道	岐阜市北野西山 147 地先
441	702	三輪北	山県岩公民館	岐阜市山県岩中 34
442	709	三輪北	岐阜ファミリーパーク	岐阜市北野北地内
443	710	三輪北	里五号公民館	岐阜市北野東 23
444	686	三輪南	茂地公民館	岐阜市茂地 150
445	692	三輪南	春近古市場自治公民館	岐阜市春近古市場北 183
446	685	三輪南	㈱交成	岐阜市森東 97
447	693	三輪南	三輪分団詰所西防火水槽傍	岐阜市世保 616-3
448	687	三輪南	溝口公民館	岐阜市溝口中 131
449	691	三輪南	石原公民館	岐阜市石原 3 丁目 86
450	681	三輪南	三輪南小学校	岐阜市太郎丸 1034
451	689	三輪南	太郎丸団地公民館	岐阜市太郎丸 765-75
452	696	三輪南	太郎丸新屋敷交差点歩道	岐阜市太郎丸 1-7
				-

管理番号	I D番号	地域	局 名	住 所
453	684	三輪南	旧 JA ぎふ厳美支店	岐阜市福富 173-1
454	690	三輪南	北東部コミュニティセンター	岐阜市福富迎田 6-1
455	694	三輪南	福富団地自治公民館	岐阜市福富 2124-36
456	682	三輪南	旧 JA ぎふ太郎丸支店	岐阜市太郎丸諏訪91
457	688	三輪南	野田公民館(子ども遊び場)	岐阜市太郎丸野田 10-2
458	695	三輪南	福丸団地子ども遊び場	岐阜市太郎丸 2174-100
459	683	三輪南	まつもと接骨院	岐阜市福富天神前 337-2
460	697	三輪南	三輪中学校	岐阜市石原 1 丁目 12
461	698	三輪南	藤吉氏所有畑	岐阜市太郎丸北郷 39
462	646	藍川	岩井東公園	岐阜市加野7丁目19-9
463	641	藍川	加野公民館	岐阜市向加野2丁目14-6
464	645	藍川	岩井公園	岐阜市岩井 3 丁目 14-3
465	643	藍川	あいかわ保育所	岐阜市加野 6 丁目 26-13
466	647	藍川	岩井天神東公園	岐阜市岩井 380-186
467	644	藍川	加野団地公民館	岐阜市加野 1 丁目 1-26
468	648	藍川	加野2丁目子ども遊び場	岐阜市加野2丁目6-9
469	649	藍川	藍川公民館	岐阜市加野 3 丁目 3-1
470	642	藍川	大蔵台総合監理組合事務所	岐阜市大蔵台 13-3
471	650	藍川	白山神社	岐阜市加野 4 丁目 21

[※] 管理番号とは、岐阜市が子局を管理するために付した番号をいう。 ※ ID番号とは、子局を呼出すために付された番号をいう。

別表 2(第 11 条関係)

	第 11 条関係)	_	- T	T	
ID 番号	呼出名称	設置場所	ID番号	呼出名称	設置場所
1	本部中	都市防災部	510	木之本分団 1	木之本分団
2	本部東	都市防災部	511	本荘分団1	本荘分団
3	本部南	都市防災部	512	鏡島分団1	鏡島分団
4	本部北	都市防災部	513	岩分団 1	岩分団
5	本部日西	都市防災部	514	芥見分団 1	芥見分団
21	市災害対策本部消 防	都市防災部	515	日野分団1	日野分団
22	市災害対策本部水 防	基盤整備部	516	長森北分団1	長森北分団
23	市災害対策本部連 絡1	都市防災部	531	南団本部	南消防署
24	市災害対策本部連 絡 2	都市防災部	532	長森南分団 1	長森南分団
303	医療救護本部	都市防災部	533	加納分団1	加納分団
307	国土交通省	都市防災部	534	茜部分団1	茜部分団
311	中部電力1	都市防災部	535	厚見分団 1	厚見分団
313	NTT1	都市防災部	536	三里分団 1	三里分団
315	社会福祉協議会1	都市防災部	537	鶉分団 1	鶉分団
51	市災害対策本部1	都市防災部	538	市橋分団 1	市橋分団
52	市災害対策本部 2	都市防災部	539	日置江分団 1	日置江分団
53	市災害対策本部3	都市防災部	540	柳津分団1	柳津分団
54	市災害対策本部4	都市防災部	561	北団本部	北消防署
55	市災害対策本部 5	都市防災部	562	三輪分団1	三輪分団
71	現地災害対策本部 1	都市防災部	563	藍川分団 1	藍川分団
72	現地災害対策本部 2	都市防災部	564	岩野田分団1	岩野田分団
301	警防本部	消防本部	565	常磐分団1	常磐分団
302	保健衛生部	保健衛生部	566	長良分団1	長良分団
304	岐阜市医師会	岐阜市医師会	567	鷺山分団 1	鷺山分団
305	岐阜市歯科医師会	岐阜市歯科医師会	568	則武分団1	則武分団
306	岐阜市薬剤師会	岐阜市薬剤師会	569	島分団 1	島分団
308	木曽川上流河川事 務所	木曽川上流河川事務所	570	木田分団 1	木田分団
309	岐阜国道事務所	岐阜国道事務所	571	七郷分団1	七郷分団
310	岐阜県危機管理政 策課	岐阜県危機管理政策課	572	黒野分団 1	黒野分団
312	中部電力2	中部電力	573	西郷分団1	西郷分団
314	NTT2	NTT	574	方県分団1	方県分団
316	社会福祉協議会2	社会福祉協議会	575	合渡分団1	合渡分団
317	市民病院 1	市民病院	576	網代分団1	網代分団
318	市民病院 2	市民病院	601	金華分団 2	金華分団
321	現地調査1	都市防災部	602	京町分団 2	京町分団
322	現地調査 2	都市防災部	603	明徳分団2	明徳分団
328	名古屋鉄道	名古屋鉄道	604	梅林分団 2	梅林分団
329	JR東海	JR東海	605	白山分団 2	白山分団
101	金華公民館	金華公民館	606	華陽分団 2	華陽分団
102	京町公民館	京町公民館	607	徹明分団 2	徹明分団
103	明徳公民館	明徳公民館	608	本郷分団 2	本郷分団
104	梅林公民館	梅林公民館	609	木之本分団 2	木之本分団

ID 番号	呼出名称	設置場所	ID番号	呼出名称	設置場所
105	自山公民館	白山公民館	610	本莊分団 2	本莊分団
106	華陽公民館	華陽公民館	611	鏡島分団 2	鏡島分団
107	徹明公民館	徹明公民館	612	岩分団 2	岩分団
108	本郷公民館	本郷公民館	613	岩分団 3	岩分団
109	木之本公民館	木之本公民館	614	芥見分団 2	
110	本在公民館	本荘公民館	615	芥見分団 3	芥見分団
111	鏡島公民館	鏡島公民館	340	日野分団 2	日野分団
112	岩公民館	岩公民館	361	長森北分団 2	長森北分団
113	芥見公民館		631	長森南分団 2	長森南分団
114	芥見南公民館	芥見南公民館	632	長森南分団 3	長森南分団
115	芥見東公民館	芥見東公民館	633	長森南分団 4	長森南分団
116	日野公民館	日野公民館	634	加納分団 2	加納分団
117	長森西公民館	長森西公民館	635	茜部分団 2	茜部分団
118	長森北公民館	長森北公民館	636	厚見分団 2	厚見分団
119	長森東公民館	長森東公民館	637	三里分団 2	三里分団
120	長森南公民館	長森南公民館	638	鶉分団 2	
121	加納東公民館	加納東公民館	639	市橋分団 2	市橋分団
122	加納西公民館	加納西公民館	362	日置江分団 2	日置江分団
123	茜部公民館	茜部公民館	363	日置江分団3	日置江分団
124	厚見公民館	厚見公民館	364	柳津分団 2	柳津分団
125	三里公民館	三里公民館	365	柳津分団3	柳津分団
126	鶉公民館	鶉公民館	366	柳津分団 4	柳津分団
127	市橋公民館	市橋公民館	661	三輪分団 2	三輪分団
128	日置江公民館	日置江公民館	662	三輪分団 3	三輪分団
129	柳津公民館	柳津公民館	663	三輪分団 4	三輪分団
130	三輪北公民館	三輪北公民館	664	三輪分団 5	三輪分団
131	三輪南公民館	三輪南公民館	665	藍川分団 2	藍川分団
132	藍川公民館	藍川公民館	666	岩野田分団2	岩野田分団
133	岩野田北公民館	岩野田北公民館	667	岩野田分団3	岩野田分団
134	岩野田公民館	岩野田公民館	668	常磐分団 2	常磐分団
135	常磐公民館	常磐公民館	669	常磐分団3	常磐分団
136	長良東公民館	長良東公民館	670	長良分団 2	長良分団
137	長良西公民館	長良西公民館	671	長良分団3	長良分団
138	長良公民館	長良公民館	672	鷺山分団 2	鷺山分団
139	鷺山公民館	鷺山公民館	673	則武分団 2	則武分団
140	早田公民館	早田公民館	674	島分団 2	島分団
141	則武公民館	則武公民館	675	島分団 3	島分団
142	城西公民館	城西公民館	367	木田分団 2	木田分団
143	島公民館	島公民館	368	七郷分団 2	七郷分団
144	木田公民館	木田公民館	369	黒野分団 2	黒野分団
145	七郷公民館	七郷公民館	370	黒野分団 3	黒野分団
146	黒野公民館	黒野公民館	371	西郷分団 2	西郷分団
147	西郷公民館	西郷公民館	372	西郷分団 3	西郷分団
148	方県公民館	方県公民館	373	方県分団 2	方県分団
149	合渡公民館	合渡公民館	374	方県分団3	方県分団
150	網代公民館	網代公民館	375	方県分団 4	方県分団
201	金華避難所	金華公民館	376	方県分団 5	方県分団
202	京町避難所	京町公民館	377	合渡分団 2	合渡分団

203	明徳避難所	明徳公民館	378	合渡分団 3	合渡分団		
ID 番号	呼出名称	設置場所	ID番号	呼出名称	設置場所		
,_ ,	·	12 17 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10			15.7		
204	梅林避難所	梅林公民館	379	網代分団 2	網代分団		
205	白山避難所	白山公民館	380	網代分団3	網代分団		
206	華陽避難所	華陽公民館	381	網代分団 4	網代分団		
207	徹明避難所	徹明公民館	801	岩野田水防団	岩野田水防団		
208	本郷避難所	本郷公民館	802	島水防団	島水防団		
209	木之本避難所	木之本公民館	803	日野水防団	日野水防団		
210	本荘避難所	本荘公民館	804	黒野水防団	黒野水防団		
211	鏡島避難所	鏡島公民館	805	方県水防団	方県水防団		
212	岩避難所	岩公民館	806	金華水防団	金華水防団		
213	芥見避難所	芥見公民館	807	合渡水防団	合渡水防団		
214	芥見南避難所	芥見南公民館	808	長良西水防団	長良西水防団		
215	芥見東避難所	芥見東公民館	809	長良水防団	長良水防団		
216	日野避難所	日野公民館	810	常磐水防団	常磐水防団		
217	長森西避難所	長森西公民館	811	三輪水防団	三輪水防団		
218	長森北避難所	長森北公民館	812	芥見水防団	芥見水防団		
219	長森東避難所	長森東公民館	813	藍川水防団	藍川水防団		
220	長森南避難所	長森南公民館	814	京郷水防団	京郷水防団		
221	加納東避難所	加納東公民館	815	本荘水防団	本荘水防団		
222	加納西避難所	加納西公民館	816	鏡島水防団	鏡島水防団		
223	茜部避難所	茜部公民館	817	市橋水防団	市橋水防団		
224	厚見避難所	厚見公民館	818	加納水防団	加納水防団		
225	三里避難所	三里公民館	819	三里水防団	三里水防団		
226	鶉避難所	鶉公民館	820	日置江水防団	日置江水防団		
227	市橋避難所	市橋公民館	821	木田水防団	木田水防団		
228	日置江避難所	日置江公民館	822	鷺山水防団	鷺山水防団		
229	柳津避難所	柳津公民館	823	岩水防団	岩水防団		
230	三輪北避難所	三輪北公民館	824	西郷水防団	西郷水防団		
231	三輪南避難所	三輪南公民館	825	網代水防団	網代水防団		
232	藍川避難所	藍川公民館	826	則武水防団	則武水防団		
233	岩野田北避難所	岩野田北公民館	827	七郷水防団	七郷水防団		
234	岩野田避難所	岩野田公民館	828	鶉水防団	鶉水防団		
235	常磐避難所	常磐公民館	829	佐波水防団	佐波水防団		
236	長良東避難所	長良東公民館	323	京郷水防団 2	京郷水防団		
237	長良西避難所	長良西公民館	324	茜部水防団	茜部水防団		
238	長良避難所	長良公民館	325	厚見水防団	厚見水防団		
239	鷺山避難所	鷺山公民館	326	柳津東水防団	柳津東水防団		
240	早田避難所	早田公民館	327	柳津西水防団	柳津西水防団		
241	則武避難所	則武公民館	701	警戒本部 1	基盤整備部		
242 243	城西避難所	城西公民館	702	警戒本部 2 警戒本部 3	基盤整備部		
	島避難所	島公民館	703	警戒本部 4	基盤整備部		
$\begin{array}{c} 244 \\ \hline 245 \end{array}$	本田避難所 七郷避難所	木田公民館 七郷公民館	704	都市防災1	基盤整備部 都市防災部		
245	黒野避難所	黒野公民館	731	都市防災 2	都市防災部都市防災部		
246	西郷避難所	西郷公民館	741	都市建設1	都市建設部		
248	方県避難所	方県公民館	741				
248	合渡避難所	合渡公民館	743	都市建設 2 都市建設部 都市建設 3 都市建設部			
		網代公民館		部印建設3 まちづくり推進1	まちづくり推進部		
250	網代避難所	MTV公式跟	751	よりつくり推進1	」 よ りつく り推進部		

401	消防本部中	中消防署	752	まちづくり推進2	まちづくり推進部		
431	消防本部南	南消防署	753	まちづくり推進3	まちづくり推進部		
ID 番号	呼出名称	設置場所	ID番号	呼出名称	設置場所		
461	消防本部北	北消防署	761	基盤整備 1	基盤整備部		
501	中団本部	中消防署	762	基盤整備 2	基盤整備部		
502	金華分団1	金華分団	763	基盤整備 3	基盤整備部		
503	京町分団1	京町分団	771	上下水道事業部 1	上下水道事業部		
504	明徳分団1	明徳分団	772	上下水道事業部 2	上下水道事業部		
505	梅林分団 1	梅林分団	773	上下水道事業部 3	上下水道事業部		
506	白山分団1	白山分団	774	上下水道事業部 4	上下水道事業部		
507	華陽分団 1	華陽分団	775	上下水道事業部 5	上下水道事業部		
508	徹明分団1	徹明分団	776	上下水道事業部 6	上下水道事業部		
509	本郷分団1	本郷分団	777	上下水道事業部7	上下水道事業部		

岐阜市同報系防災行政無線の通報に関する基準

平成22年4月1日決裁 平成22年7月30日改正 平成25年1月23日改正 平成26年8月1日改正 平成26年9月2日改正 平成29年4月1日改正 令和2年12月17日改正 令和3年5月10日改正 令和4年5月31日改正

(趣旨)

第1 この基準は、岐阜市防災行政無線設備管理運用要領(平成22年3月31日決裁。以下「要領」 という。)第2条及び第6条の規定に基づき必要な事項を定める。

(情報種別及び通報先)

第2 通信の情報種別及び通報先は、別表による。

(通信時間)

第3 普通通信は、原則9時から17時30分までの間に行うものとし、通信時間は、概ね1分以内とする。

(涌報依頼)

- 第4 各部課(以下「各部」という。)からの通報依頼は、通報依頼書(別記様式)により広報広 聴課長を経由して無線統括管理者に提出するものとする。
- 2 無線統括管理者は、各部から通報依頼された内容及び通信時間が、岐阜市防災行政無線設備管 理運用規程、要領及びその他関係基準に抵触しない場合は、当該依頼に基づき通報を行うよう 通信取扱責任者に連絡する。

(防災行政無線テレフォンサービス)

- 第5 防災行政無線テレフォンサービスとは、通報内容が、電話で確認できるサービスをいう。(通報内容の確認は、通報後24時間以内に限る。)
- 2 防災行政無線テレフォンサービスの電話番号は、058-267-5010・0800-200-6931とする。
- 3 通報は、防災行政無線テレフォンサービスで当該通報内容が確認できるよう、操作卓において 自動録音の設定を行った後に行うものとする。

(通報に対する苦情処理)

第6 通報内容に関する苦情は、当該通報を依頼した各部において処理する。

附則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成22年8月1日から施行する。

附則

この基準は、平成25年1月23日から施行する。

附則

この基準は、平成26年8月1日から施行する。

附則

この基準は、平成26年9月2日から施行する。

附則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和3年1月4日から施行する。

附則

この基準は、令和3年5月20日から施行する。

附則

この基準は、令和4年5月31日から施行する。

別表(第2関係)

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(2021	對係)					戸	別	受	信	機			
情報種別				自主防災隊長	地域防災担当	防	消防団副団長	消防団統括分団長		水防団長	民生·児童委員協議会会長	公民館	小・中学校	コミュニティセンター
	国民	呆護情報	0						0					
	緊急地	也震速報	0						0					
	土砂	災害警戒情報	Δ						Δ					
	竜巻注意情報				0									
災			0	0										
害情	報・	気象等の警報発表	×	0										
報	注意	火災警報(発令·解除)	0	0										
	報	光化学スモッグ注意報(発表・解除)	0	0										
	避難情報		Δ						Δ					
	その他、市民の生命、身体及び財産に影響を及ぼすような災害が発生し、又は発生する危険が著しく高まった際、緊急的に伝達する必要性がある情報		0	0										
防犯情報	犯 疑者・被告人等の逃走事件、その他地域住民等の先制的な防犯対情 策が必要と認められる事件、そのまま放置した場合・生命身体に重		*0						*0					
	選挙公報		0	0										
行 政 情 報	政 は発生する危険が著しく高まった際、緊急的に伝達する必要性があ		*0	*0										
	その他市長が必要と認める情報(但し、緊急性が高いものに限る)		0	0										
機能	機能試験放送(チャイム 17時00分放送)		0						×					
		₹ 1n												$\overline{}$

〇 一斉通報

- *〇 一斉通報だが、場合によってはグループ通報
- △ グループ通報
- × 通報しない

別記様式(第4関係)

決裁年月日 年 月 日

岐阜市防災行政無線通報依頼書

(あて先)	無線統括管	理者		依頼年月日	年	月	日
通報目的					-	· -	
通報日時	年	月 時	日 分	通報に要する時間(60秒程度以内)	通報区分 □ 一斉道 □ グルー		
				秒			
通報文				•			
連絡先(担	9 部 部		課	係			
	пþ			名電話番	号		

- (注) 1 □欄は、該当するものにチェックし、必要事項を記入すること。
 - 2 通報内容における市民等からの苦情は、依頼した部(室)で対応すること。
 - 3 通報の可否について都市防災部から連絡いたします。

子局の放送に関する基準

平成22年4月 1日決裁 平成22年7月30日改正 平成24年3月27日改正 平成24年5月11日改正

(趣旨)

第1 岐阜市防災行政無線設備管理運用規程(平成22年3月30日岐阜市訓令甲第1号)第2条第1 項第8号に定める子局の放送機能を利用して行う放送(以下「ローカル放送」という。)の 運用について、必要な事項を定める。

(放送を行う者)

- 第2 ローカル放送は、次の者が行う。
- 1 岐阜市地域防災計画防災組織に定める現地本部長
- 2 消防団長、副団長、統括分団長、分団長及び水防団長並びに自主防災組織の長及び自主防 災組織の長が自治会連合会長と異なる場合は、自治会連合会長(以下「自主防災隊長等」 という。)
- 3 消防団長、水防団長又は自主防災隊長等が指名した者
- 4 その他、無線統括管理者が指名した者 (放送項目)
- 第3 ローカル放送の項目は、次によるものとする。
- 1 非常放送
 - (1) 災害の情報等に関すること
 - (2) 人命の危険に関すること
 - (3) 行方不明者の捜索に関すること
 - (4) その他無線統括管理者が必要と認める事項
- 2 普通放送
 - (1) 防災訓練に関すること
 - (2) 地域活動に関し、自主防災隊長等が、放送の必要があると認める事項
 - (3) その他無線統括管理者が必要と認める事項

(放送時間)

第4 普通放送の放送時間は、3分以内とし内容は簡潔明瞭にすること。

(放送の届出等)

- 第5 非常放送又は普通放送を行う場合は、都市防災部に、放送目的及び日時等を子局等使用届出書(様式第1号)又は口頭で届け出るものとする。
- 2 非常放送又は普通放送の届け出を受けた都市防災部は、子局等使用記録簿(様式第2号)に記載するとともに、速やかに無線管理責任者に報告しなければならない。

附則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成22年8月1日から施行する。

附則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成24年5月11日から施行する。

子局の点検に関する基準

平成22年4月 1日決裁 平成22年7月30日改正

(趣旨)

- 第1 この基準は、岐阜市防災行政無線設備管理運用規程(平成22年3月30日岐阜市訓令甲第1号)第9 条に定める、子局、再送信及びアンサー機能の保守点検について、必要な事項を定める。 (点検項目)
- 第2 点検の種類は、外観点検、内部点検及び機能点検とし、点検項目は、別表による。 附 則
 - この基準は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
 - この基準は、平成22年8月1日から施行する。

岐阜市移動系防災行政無線に関する基準

平成22年7月30日決裁 平成24年3月27日改正 平成24年5月11日改正

(趣旨)

- 第1 岐阜市防災行政無線設備管理運用規程(平成22年3月30日岐阜市訓令甲第1号)第2条第1項第4号に定める移動系防災行政無線の運用について、必要な事項を定める。 (使用目的)
- 第2 移動系防災行政無線は、平常時及び非常時において、防災の目的で使用するものとする。 (管理局)
- 第3 管理局は、原則として設置場所から移動することなく、情報の収集及び情報の発信をする無線局で、下記の37局をいう。
 - (1) 市災害対策本部(16局)
 - (2) 消防本部指令課(3局)
 - (3) 消防団本部 (3局)
 - (4) 警戒本部 (4局)
 - (5) 市民病院(1局)
 - (6) 健康部 (1局)
 - (7) 岐阜市医師会(1局)
 - (8) 岐阜市歯科医師会(1局)
 - (9) 岐阜市薬剤師会(1局)
 - (10) 国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所(1 局)
 - (11) 国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所(1局)
 - (12) 中部電力(1局)
 - (13) NTT西日本(1局)
 - (14) 社会福祉協議会(1局)
 - (15) 岐阜県岐阜地域振興局(1局)

(移動局)

第4 移動局は、各地域を巡回して収集した情報を管理局に報告する無線局で、管理局以外の 143 局をいう。

(無線局の開局)

第5 無線統括管理者は、災害が発生した際、全ての無線局を開局し、情報伝達が可能な状態 になるよう指示するものとする。

(災害情報伝達体制)

第6 災害時の情報伝達体制は別図のとおりとする。

(平常時の使用)

- 第7 平常時に、移動系防災行政無線の使用を希望する部局又は自主防災隊長は、無線統括管理者に、移動系防災行政無線使用届出書(様式第1号)を提出するものとする。
- 2 自主防災隊長から、移動系防災行政無線の使用について申し出を受けた都市防災部職員は、移動系防災行政無線使用届出書(様式第1号)に記載するとともに、速やかに無線管理責任者に報告しなければならない。

(点検)

第8 移動系防災行政無線設置場所の管理者は、毎月1日に機器の状態を確認し、異常があれば移動系防災行政無線修理申請書(様式第2号)により、無線管理責任者に報告するものとする。

(充電)

第 9 移動系防災行政無線を常に良好な状態に保持するため、次の事項を実施するものとする。

(1) 平常時

原則的に、設置場所の管理者は、毎月1日に午前9時から1時間程度充電する。

(2) 非常時

常に使用できるよう、随時充電する。

附則

この基準は、平成22年8月1日から施行する。

附則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成24年5月11日から施行する。

岐阜市大規模災害発生時における会計事務及び 契約事務の特例を定める要綱

決裁 平成15年 4月 1日改正 決裁 平成20年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模災害発生時における迅速、適正な会計事務及び契約事務の確保に資するため、岐阜市会計規則(昭和39年岐阜市規則第12号。以下「会計規則」という。)、岐阜市会計管理者事務決裁規則(昭和53年岐阜市規則第38号)、岐阜市契約規則(昭和39年岐阜市規則第7号。以下「契約規則」という。)、岐阜市物品調達事務処理要綱(平成10年3月27日決裁)及び岐阜市工事請負契約処理要綱(昭和48年6月1日決裁)の規程に係る特例手続きを定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 決済システム 金融機関相互間をつなぐオンラインシステム及び市の財務会計システムをいう。
 - (2) 平常時の会計事務及び契約事務 会計規則、契約規則その他の財務関係例規に則った平常時の 会計事務及び契約事務
 - (3) 大規模災害 災害に起因して、決済システムが機能不全に陥り、かつ平常時の会計事務又は契約事務をすることが困難又は不可能であると認められる程度に著しく激甚である当該災害という。
 - (4) 収支等命令者 市長又は岐阜市事務決裁規則(昭和46年岐阜市規則第32号)第2条第2号に規 定する専決権限を有する部所の長をいう。
 - (5) 特命随意契約 見積合わせを要しない随意契約をいう。
 - (6) 決済システムの復旧 決済システムが平常どおりの円滑な稼動に復した状態をいう。

(適用範囲)

- 第3条 この要綱に基づく会計事務及び契約事務の取扱いの特例は、大規模災害に起因して、会計事務 及び契約事務が決済システムを利用して行うことができなくなり、かつ、次の各号に掲げる物品の 購入及び経費の支出をする場合において適用する。
 - (1) 食料、飲料水、炊事用具、医薬品、応急生活用品、衣料品、寝具、暖房器具、電化製品、燃料、 日用雑貨等の生活必需物資
 - (2) 前号に掲げるもののほか、被災地における救護及び救助活動に必要な経費 (契約依頼書及び支出負担行為書作成の特例)
- 第4条 対象経費の執行をしようとするときは、支出内容等明細書(様式)により、目的等を明らかにして決定することにより支出負担行為書の作成に代えることができる。

(特命随意契約)

第5条 競争入札又は見積合わせの手続きをとっていては、時期を失し、又は契約の目的を達すること ができなくなるため、緊急に契約の相手方を決定する必要があるときは、地方自治法執行令(昭和 22年政令第16号) 第167条の2第1項第3号の規程により特命随意契約をすることができる。

(証拠書類の徴取)

第6条 対象経費の執行に係る見積書、領収書、請求書その他支払に関する証拠書類については、可能 な限りこれらを徴することができる。ただし、これらを徴することが困難又は不可能な場合は、徴 取できなかった事情を説明した記録を作成し、これをもって証拠書類にかえることができる。

(支出命令)

- 第7条 収支等命令者は、決済システムの復旧まで、特に緊急を要するものを除き、支出命令は発しないよう努めるものとする。
 - 2 前項の規程にかかわらず、やむを得ず支出命令を発する必要がある場合は、手続きにより支出命令書を作成し、会計管理者の審査に付けるものとする。

(支払等)

- 第8条 対象経費の執行に係る支払いは、決済システムの復旧後に行うことを原則とする。
- 2 債権者からの特段の申し出により、決済システムの復旧前に支払をしようとするときは、小切手を振り出し、これを債権者に直接交付することにより支払をすることができる。

(決裁等)

- 第9条 決裁権者が登庁不可能等により会計書類及び契約書類の決裁をできない場合にあっては、その場にいる最も上席の職員が決裁権者に代わって代決をするものとする。
- 2 対象経費の執行について緊急に行う必要があるため、決裁等を得ている暇がない場合にあっては、 収支命令者の口頭指示をもって決裁等に代えることができるものとする。

(出納員等の任命)

- 第10条 出納員が登庁不可能等により不在の場合にあっては、会計規則第5条第3項の規定を適用する ものとする
- 2 出納員を除く全職員は、現金取扱及び物品取扱員に任命されたものとみなす。

(決済システム復旧後の事務処理)

第11条 災害期間中に作成し、財務会計システム未入力の会計処理及び契約処理については、決済システムの復旧後、速やかに入力作業を行い、平常の会計事務処理及び契約事務処理に移行するよう努めるものとする。

(収納金に係る事務処理)

第12条 災害期間中に受け付けた収納金は、決済システムの復旧時まで一時堅固な限り安全な方法で保管しておき、復旧後、直ちに指定金融機関等に払い込むものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めのない事項が発生した場合又はこの要綱の規程によってもなお処理しがたい 特段の事情がある場合い会計事務及び契約事務の取扱については、その都度収支等命令者が判断し て必要な措置を執るものとする。 附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

大規模災害発生時における岐阜市上下水道事業部会計事務及び 契約事務の特例を定める要綱

決裁 平成16年1月6日

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、大規模災害発生時における迅速、適正な会計事務及び契約事務の確保に 資するため、岐阜市上下水道事業部企業会計規程(昭和62年岐阜市水道部管理規程第7号。 以下「会計規程」という。) 及び岐阜市上下水道事業部規約規程(昭和41年岐阜市水道部 管理規程第3号。以下「契約規程」という。) の規定に係る特例手続を定めるものとする。 (用語の意義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 決済システム 金融機関相互間をつなぐオンラインシステム及び上下水道事業部の財務会計システムをいう。
 - (2) 平常時の会計事務及び契約事務 会計規程、契約規程その他上下水道事業部の財務関係例規に則った平常時の会計事務及び契約事務をいう。
 - (3) 大規模災害 災害に起因して、決済システムが機能不全に陥り、かつ、平常時の会計 事務又は契約事務をすることが困難又は不可能であると認められる程度に著しく激甚で ある当該災害をいう。
 - (4) 収支等命令者 岐阜市水道事業及び下水道事業管理者及び岐阜市上下水道事業部事 務決裁規程(昭和46年岐阜市水道部管理規定第10号)第2条大2号に規定する専決権限を有 する部所の長をいう。
 - (5) 特命随意契約 見積合わせを要しない随意契約をいう。
 - (6) 決済システムの復旧 決済システムが平常どおりの円滑な稼動に復した状態をいう。 (適用範囲)
- 第3条 この要綱に基づく会計事務及び契約事務の取扱いの特例は、大規模災害に起因して、 会計事務及び契約事務が決済システムを利用して行うことができなくなり、かつ、次に掲 げる物品の購入、応急対策及び復旧に係る経費を支出する場合において適用するものとす る。
 - (1) 水道の復旧に要する資機材、燃料、薬品、応急給水用機材及び水道施設の修繕工事に 係る経費
 - (2) 下水道の復旧に要する資機材、燃料、薬品及び下水道施設の修繕に係る経費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、上下水道の復旧に必要な経費
 - (契約依頼書及び支出負担行為伺書作成の特例)
- 第4条 対象経費の執行をしようとするときは、支出内容等明細書(様式)により、目的等を明

らかにして決定することにより支出負担行為伺書の作成に代えることができる。

(特命随意契約)

第5条 競争入札又は見積合わせの手続をとっていては、時期を失し、又は契約の目的を達することができなくなるため。緊急に契約の相手を決定する必要があるときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により特命随意契約をすることができる。

(証拠書類の徴取)

第6条 対象経費の執行に係る見積書、領主書、請求書その他支払に関する証拠書類については、可能な限りこれらを徴するものとする。ただし、これらを徴することが困難又は不可能な場合は、徴取できなかった事情を説明した記録を作成し、これをもって証拠書類に代えることができる。

(支出命令)

- 第7条 収支等命令者は、決済システムの復旧まで、特に緊急を要するものを除き、支出命令 は発しないよう努めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ず支出命令を発する必要がある場合は、手書きにより 支出伝票を作成し、企業出納員の審査に付するものとする。

(支払等)

- 第8条 対象経費の執行に係る支払は、決済システムの復旧後に行うことを原則とする。
- 2 債権者からの特段の申出により、決済システムの復旧前に支払をしようとするときは、小 切手を振り出し、これを債権者に直接交付することにより支払をすることができる。

(決裁等)

- 第9条 決裁権者が登庁不可能等により会計書類及び契約書類の決裁をできない場合にあっては、その場にいる最も上席の職員が決済権者に代わって代決するものとする。
- 2 対象経費の執行について緊急に行う必要があるため、決裁等を得ている暇がない場合のあっては、収支等命令者の口頭指示をもって決裁等に代えることができるものとする。

(出納員等の事務の代行等)

- 第10条 企業出納員が登庁不可能等により不在の場合にあっては、会計規定第2条第3項の規 定を適用するものとする。
- 2 企業出納員を除く全職員は、現金取扱員及び物品取扱員の事務を代行することができる。 (決済システム復旧後の事務処理)
- 第11条 災害期間中に作成し、財務会計システム未入力の会計処理及び契約処理については、 決済システムの復旧後、速やかに入力作業を行い、平常の会計事務処理及び契約事務処理 に移行するよう努めるものとする。

(収納金に係る事務処理)

第12条 災害期間中に受け付けた収納金は、決済システムの復旧まで一時堅固な金庫等可能

な限り安全な方法で保管しておき、復旧後、直ちに指定金融機関等に払い込むものとする。 (補則)

第13条 この要綱に定めのない事項が発生した場合又はこの要綱の規定によってもなお処理 しがたい特段の事情がある場合の会計事務及び契約事務の取扱いについては、その都度収 支等命令者が判断して必要な措置を執るものとする。

附 則

この要綱は、平成16年1月6日から施行する。

岐阜県水道災害対策実施要領

1 目的

この要領は、自然災害、渇水、水道施設事故等の水道災害発生における応急給水、 水道施設の応急復旧等の実施について必要な事項を定め、もって県内の水道のライフ ラインとしての機能の補完又は保全を行うことを目的とする。

2 県における対策

(1) 県における所管

この要領は、県営上水道用水供給事業に直接関係するものを除き、健康福祉部薬務 水道課(以下「薬務水道課」という。)が所管する。

(2) 状況の把握

県は、水道災害に関して、次のとおり把握するものとする。

① 水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)の水道 関係職員、保有する応急給水用資器材及び応急復旧用資器材の状況

[平常時]

水道事業者等は、毎年度当初に水道関係職員、保有する応急給水用資器材及び 応急復旧用資器材の状況を別紙1により保健所を通じて(岐阜市及び県営上水道 用水供給事業は直接。以下同じ。)薬務水道課あて報告するものとする。

「災害発生時]

ア 水道事業者等は、次に掲げる場合にあっては、遅滞なく別紙2により保健所 を通じて応援可能な資器材等の状況を薬務水道課あて報告するものとする。

- ・岐阜県地域防災計画に基づく岐阜県災害対策本部が設置された場合
- ・県において渇水対策本部又はこれに準ずる組織が設置された場合
- イ 県は必要と認めるときは、アに準じて報告を求めるものとする。
- ウ ア及びイの報告は、メール又はFAX通信により行うものとする。

②水道の被害状況

水道事業者等は、別表に示す水道災害があったときは、直ちにその被害状況を、 また、定期的に被害状況及び復旧状況を別紙3により保健所を通じて薬務水道課 あて報告するものとする。

保健所及び保健所に置かれる事務所は、水道事業者等と協力し、その被害状況を把握するよう努めるものとする。

なお、この報告は、メール又はFAX通信により行うものとするが、必要に応 じ電話により口頭で行うものとする。

(3) 相互応援に関する調整

保健所は、水道災害によって被害を受けた水道事業者等(以下「被災水道事業者等」 という。)から要請があった場合において、直ちに管内の応援に係る調整を行い、応援 を行う水道事業者等(以下「応援水道事業者等」という。)に要請するものとする。

なお、保健所は、管内で相互応援が不可能な場合は、薬務水道課に対して応援を依頼するものとする

「所管保健所管内で相互応援が可能な場合」

- ①災水道事業者等が他の水道事業者等に応援を要請するときは、原則として、別紙 4により被災水道事業者等を所管する保健所に対して行うものとする。
- ②①により要請があった場合において、保健所は、直ちに管内の応援可能な水道事業者等との調整を行い、別紙5により応援水道事業者等に、別紙6により応援を受ける水道事業者等(以下「被応援水道事業者等という。)に通知するものとする。
- ③①及び②の連絡は、メール又はFAX通信により行うものとするが、必要に応じ 電話により口頭で行うものとする。
- ④所管保健所が応援の調整等を行った場合は、別紙7により、遅滞なく薬務水道課 あて報告するものとする。
- ⑤被災水道事業者等が独自の判断により県を通じず、直接他の水道事業者等に対し 応援の要請を行った場合は、できる限りすみやかに別紙8により、所管保健所を通 じて薬務水道課に報告するものとする。
- ⑥応援の場所、詳細な条件等は応援水道事業者等と被応援水道事業者等が直接協議 して決定するものとする。
- ⑦応援が終了した場合は、被応援水道事業者等は別紙9により、遅滞なく所管保健 所を通じて薬務水道課あて報告するものとする。

[所管保健所管内で相互応援が不可能な場合]

被災水道事業者等から応援の要請等があった場合において、所管保健所区域内で 相互応援が不可能であるときは、保健所は薬務水道課に対して応援に係る調整等を 依頼するものとする。

この場合、別紙4から6の「保健所」は「薬務水道課」に読み替えるものとする。 [岐阜県外へ応援要請をする場合]

他都道府県の水道事業者等へ応援を要請するときは、薬務水道課は応援に係る調

整を行い、関係機関へ応援を要請するものとする。

「岐阜県外から応援要請があった場合]

他都道府県の水道事業者等から応援の要請があった場合は、薬務水道課は応援に 係る調整を行い、県内の水道事業者に応援を要請するものとする。

この場合、別紙4から6の「保健所」は「薬務水道課」に読み替えるものとする。

(4) 水道災害発生時の体制

県は、岐阜県地域防災計画に基づく災害対策本部、渇水対策本部又はこれに準ずる 組織が設置されたとき以外の場合であって、水道災害発生により必要と認める場合は、 別紙組織図により水道災害対策本部を設置し対応するものとする。

附則

この要領は平成9年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要領は平成12年4月1日から適用する。
- 2 この要領で、保健所に置かれる事務所が担当する事務については、その事務所を置く保健所と協調して行うこととする。

附則

この要領は平成17年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成18年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成19年12月27日から適用する。

附則

この要領は平成23年4月20日から適用する。

別表

水道施設への被害情報及び水質事故等に関する報告について

水道施設への被害及び 水質事故の種別	想定される主なケース(※1)
1. 自然災害による断 水等水道施設への被 害が確認された場合	・地震による断水等の被害 (地震により管内に震度4以上の地域がある場合は、被害がない場合もその旨連絡すること) ・豪雨による断水等の被害 ・その他の自然災害(大雪、落雷に伴う停電、火山噴火等)による断水等の被害
2. 渇水による断減水が発生した場合	・渇水に伴う減断水等の被害
3. 事故その他の原因による断減水が発生した場合	・老朽化や道路工事等他工事に伴う配水管の破損事故による断減水等の被害 ・水道施設の障害(例:機器故障、IT障害による機器の停止、機器の操作ミス、停電、施設の破壊行為)等による断減水等の被害 ・断減水被害が生じていなくても、社会的な影響が大きい事故(道路陥没による通行止め、浄水場からの薬品流出事故、布設工事中のガス管損傷事故等で社会的な影響が大きいもの)・断減水被害が生じていなくても、給水装置に係る重大な事故(クロスコネクション、水道水を汚染するおそれのある給水用具からの逆流事故、その他社会的な影響が大きい給水装置異常事例等)
4. 健康に影響を及ぼ す(おそれのある) 水質事故の発生が確 認された場合	・水道施設や飲用井戸等における水質異常 ・飲料水を原因とする食中毒等 ・水道原水等での耐塩素性病原生物の検出
5. 断減水発生事態以外 (1) 水道に対するテロが発生した場合	・水質異常または断減水が発生していなくても水道に対するテロ(例:毒物混入未遂、水道施設破壊等)があった場合
(2) 水道における情報システム障害が発生した場合	・水道における重大な情報システム障害(サイバー障害)

※1) 上記のどの種別にも当てはまらないケースについても、水道水や水道施設への大きな影響が生じているもの又は懸念されるものについては、必要に応じ連絡すること。

別紙組織図

岐阜県水道災害対策本部

相当職	補職名	分 掌 事 務					
本部長	健康福祉部長	対策本部を統括し、副本部長及び本部員を統括する。					
副本部長	健康福祉政策課長	対策本部長を補佐し、本部長に事故あるときは本部長の職務を代行する。					
本庁対策 班長	薬務水道課長	本庁における災害の状況の把握、応援の要請及び調整等対策の総合指揮を行う。					
本庁対策班	薬務水道課薬事麻薬·水 道担当担当総括 薬務水道課薬事麻薬·水 道担当	・災害の状況の把握・応援の要請及び調整・現地対策班及び関係機関との連絡調整・広報					
現地対策班長	被災水道事業者等を所 管する保健所長	現地における災害状況の把握、被災水道事 業者との連絡調整等対策の総合指揮を行う。					
現地対策班	被災水道事業者等を所管する保健所の生活衛生課長及び同課員、並びに、保健所に置かれる事務所の長及び同所員	・現地における災害の状況把握 ・被災水道事業者、本庁対策班及び関係機関 との連絡調整					

⁽注)現地対策班長については、被災水道事業者等が保健所に置かれる事務所の所管である場合においても、被災水道事業者等を所管する保健所長とする。

別紙1

水道関係職員名簿及び給水用資器材等の保有状況

市町村名		水道担当部課名	
所 在 地	₸		
電話番号		F A X 番 号	

1 職員名簿

担当係名	内線番号	職	名	補	職	名	氏	名	緊急時連絡先

2 給水用資器材の保有状況

資器材の種類	仕	様	数	量	保管場所	備	考

3 応急復旧用資器材の保有状況

資器材の種類	仕	様	数	量	保管場所	備	考

応援可能な資器材等の状況報告書

令和	年	月	日現在

水道事業者等名	担当者職氏名	
電話番号	FAX番号	

1 給水用資器材

種	類	仕	様	数	量	期	間	備	考

2 応急復旧用資器材

種	類	仕	様	数	量	期	間	備	考

3 応援職員

担	当	業	務	人	員	期	間	条	件	等	備	考

水 道 事 故 報 告

	(令和	年 月	II	: 現任)
1. 水道事業名称:	市・町				上水道
	村•事務;	組合			簡易水道
2. 発生日時:令和 年 月	日 午前	• 午後	時	分	
場所:					
3. 事故発生の施設名称				水 源	· 浄水場
				配水池	宣 • 管
4. 発見の端緒					
5. 事故内容:					
6. 事故原因: 自然災害 渴水 (詳細)	人為的事故	水質異常	字 テロ	システ	一ム障害
7. 被害状況					
1)健康被害:					
2) 給水被害:地域					
人数		世帯数	女		
3) その他(上記以外の他に及る	ぼした障害)				
8. 応急処置					
9. 復旧日時: 令和 年 月	日 年前	前・午後	時	 分	
(予定含む)			-	•	
10. 今後の対応:					
11. この事故に関する問い合わせタ	ŧ				
担当者職氏名					
電話: — —	-]	F A X :		_	_

※必要に応じ、位置図、水道施設フロー図等を添付すること。

 第
 号

 令和
 年
 月
 日

保健所長 様

市町村長

水道災害に伴う応援の要請について

標記について、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 配属希望日時
- 2 応援に係る内容

(1) 給水用資器材及び復旧用資器材

種	類	仕様及び数量	配属場所	期間	備考	

担当業務	人 員	配属場所	期間	条件等	備考

第 号令和 年 月 日

市町村長 様

保健所長

水道災害に伴う応援の要請について

標記について、別添写しのとおり市町村長から要請がありましたので下記により給水 用資器材等の応援について格別の御配慮をお願いします。

なお、応援に係る詳細事項については、両者間で協議願います。

記

- 1 配属希望日時
- 2 応援に係る内容

(1) 給水用資器材及び復旧用資器材

種	類	仕様及び数量	配属場所	期	間	備	考

担当業務	人員	配属場所	期	間	条件等	備	考

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

市町村長 様

保健所長

水道災害に伴う応援の調整について

令和 年 月 日付け 第 号で依頼のあった標記事項については、下記のとおり調整しましたのでお知らせします。

なお、応援に係る詳細事項については、両者間で協議願います。

記

- 1 配属予定日時
- 2 応援に係る内容

(1) 給水用資器材及び復旧用資器材

応援水道事業者	種類	仕様及び数量	配属場所	期間	備考

応援水道事業者	担当業務	人員	配属場所	期間	条件等	備考

 第 号

 令和 年 月 日

薬務水道課長 様

保健所長

水道災害に伴う応援の調整について

から水道災害に伴う応援の要請があり、当所管内で下記のとおり調整しましたので報告します。

記

- 1 配属予定日時
- 2 応援に係る内容

(1) 給水用資器材及び復旧用資器材

応援水道事業者	種類	仕様及び数量	配属場所	期間	備考

応援水道事業者	担当業務	人員	配属場所	期間	条件等	備考

 第
 号

 令和
 年
 月
 日

岐阜県知事 様 (薬務水道課)

市町村長

水道災害に伴う応援の直接要請について

標記について、直接他の水道事業者等に応援の要請をしましたので報告します。

記

- 1 配属(予定)日時
- 2 応援に係る内容
- (1) 給水用資器材及び復旧用資器材

応援水道事業者	種類	仕様及び数量	配属場所	期間	備考

応援水道事業者	担当業務	人員	配属場所	期間	条件等	備考

別紙9

 第
 号

 令和
 年
 月
 日

岐阜県知事 様 (薬務水道課)

市町村長

水道災害に伴う応援の終了について

令和 年 月 日付け第 号で通知のあった標記事項については、下記のと おり終了しましたのでお知らせします。

記

1 給水用資器材及び復旧用資器材

応援水道事業者	種類	仕様及び数量	配属場所	期間	備考

2 応援職員

応援水道事業者	担当業務	人員	配属場所	期間	条件等	備	考

岐阜市緊急支援本部及び復興支援本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市以外の市町村で大規模災害が発生した場合に、被災地への緊急支援を行うための岐阜市緊急支援本部(以下「緊急支援本部」という。)及び復興期の災害復旧を迅速かつ円滑に支援するための岐阜市復興支援本部(以下「復興支援本部」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(緊急支援本部の設置)

- 第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、緊急支援本部を設置するものと する。ただし、岐阜市において災害が発生した場合は、市内の対応を優先する。
 - (1) 岐阜市以外の市町村において震度6弱以上の地震が発生し、支援が必要と認められるとき。
 - (2) 岐阜市以外の市町村において大規模な風水害及び火災又は事件若しくは事故が発生し、支援が必要と認められるとき。
 - (3) 岐阜県が岐阜県災害支援対策本部を設置し、広域的な支援が必要と認められるとき。
 - (4) その他、市長が必要と認めるとき。

(緊急支援本部の所掌事務)

- 第3条 緊急支援本部は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 被災地の被害に関する情報の収集に関すること。
 - (2) 災害支援対策の決定及び各部局への指示に関すること。
 - (3) 被災地への人員、物資その他の支援に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、被災地の支援活動に必要な事項

(緊急支援本部の組織)

- 第4条 緊急支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、地域防災計画に基づく災害対策本部の本部員及び会計管理者の中から本部 長が指名した者とする。
- 4 本部長は、緊急支援本部の事務を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 緊急支援本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。
- 2 本部長は、必要があると認めたときは、緊急支援本部の構成員以外の者に対し、緊急 支援本部の会議への出席、意見等を求めることができる。

(支援連絡調整会議の設置)

- 第6条 第3条に掲げる所掌事務のうち、本部長が指示した事項について事務を行うため、 緊急支援本部に支援連絡調整会議を置く。
- 2 支援連絡調整会議は、会長、副会長及び会員をもって組織する。
- 3 会長は防災監を、副会長は都市防災部次長をもって充てる。
- 4 支援連絡調整会議を構成する会員は、地域防災計画に基づく災害対策本部の副本部員 及び会計課長の中から会長が指名した者とする。
- 5 支援連絡調整会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。
- 6 会長は、支援連絡調整会議の事務を総括する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務 を代理する。
- 8 会長は、必要があると認めたときは、支援連絡調整会議の構成員以外の者に対し、支援連絡調整会議の会議への出席、意見等を求めることができる。
- 9 会長は、支援連絡調整会議の会議での審議事項を本部長に報告しなければならない。 (現地連絡調整チーム)
- 第7条 防災監は、岐阜市以外の市町村で大規模災害が発生した場合に、必要に応じ、被 災市町村との連絡、調整等を行うため、都市防災部職員で編成したチーム(以下「現 地連絡調整チーム」という。)を被災市町村へ派遣することができる。
- 2 現地連絡調整チームは、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 被災市町村災害対策本部との調整
 - (2) 被害状況の調査
 - (3) 被災地のニーズ把握
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、被災地の支援活動に必要な事項
- 3 緊急支援本部が設置されたときは、既に派遣されている現地連絡調整チームは、本部 長の指揮に従うものとする。
- 4 防災監は、現地連絡調整チームの派遣が困難な場合は、他の方法で必要な情報を把握しなければならない。

(支援組織の編成及び派遣)

第8条 本部長は、被災市町村からの要請、現地連絡調整チームからの報告又は岐阜県災 害支援対策本部等の要望に沿った支援組織を速やかに編成し、被災地へ派遣するもの とする。

(復興支援本部への移行)

- 第9条 緊急支援本部は、市長が被災地の応急対策が概ね完了したと認めた場合は、必要 に応じ、復興支援本部に移行する。
- 2 第3条から第6条まで及び第8条の規定は、復興支援本部について準用する。

(復興支援本部の解散)

第10条 市長は、復興支援本部を存続させる必要がなくなったと認められるときは、復興支援本部を解散する。

(事務局)

- 第11条 緊急支援本部及び復興支援本部の事務局は、都市防災部都市防災政策課に置く。 (その他)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成25年1月18日から施行する。